

令和7年度スポーティブ・ライフ月間イベント等企画運営業務委託に係る プロポーザル募集仕様書

第1 総括

1 件名

令和7年度スポーティブ・ライフ月間イベント等企画運営業務委託

2 目的

本件は、スポーティブ・ライフ月間に、スポーツへの関心を高め、市民が運動・スポーツに取り組むきっかけをつくるため実施するイベント「はじめよう！ つづけよう！ スポーティブ・ライフ in 瑞穂」等の企画運営にかかる業務を委託するものである。

様々な人がスポーツを通してつながるという理念に即したものを提案するほか、多様な団体や人材等の参画を得て、仕事や育児等で日常的にスポーツに取り組む機会が少ない方をはじめ多様な来場者が得られるよう、魅力あるものを提案すること。

また、民間活力の導入にも努めること。

【スポーティブ・ライフ月間】

市民がスポーツの楽しさに触れることの出来る機会の充実を図るため、「スポーツの日（10月の第2月曜日）」を中心とする秋季（10月・11月）を「スポーティブ・ライフ月間」とし、スポーツ施設をはじめとする公共施設等において、広報やきっかけづくりとなる事業を実施し、全市的に運動・スポーツへの関心を高める取り組みを行っている。

3 委託者

スポーティブ・ライフ月間等実行委員会

【構成団体】

- ・名古屋市
- ・公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
- ・株式会社瑞穂 LOOP-PFI
- ・シンコースポーツ株式会社
- ・社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団
- ・守山エス・アンド・エス株式会社
- ・株式会社 JPN
- ・TAC・テルウェル共同事業体

4 契約期間

契約日から令和7年12月31日まで

5 主な業務概要

- (1) イベントの企画及び実施
- (2) 広報業務等

6 成果物と納品スケジュール

次に掲げる資料を、原則 Word または Excel で作成し、特に指定する場合を除き、原則紙媒体（カラー・A4）及び PDF ファイルにて、期限までに納品すること。

(1) 全体計画書【納品：契約締結日から 2 週間以内。以降随時更新すること】

受託者は、契約締結日から 7 日以内に委託者と業務等の実施のための打合せを開始し、全体計画書を作成し、5 部提出すること。なお、全体計画には次に定める事項を含むこと。また、変更があった場合は随時更新を行い、最新の状況が反映された状態とすること。

ア 実施計画

- ・契約期間中の全体スケジュール
- ・「はじめよう!つづけよう!スポーティブ・ライフ in 瑞穂」開催中（搬入・設営・イベント中・撤去・搬出）にかかるスケジュール、人員体制
- ・会場レイアウト

イ 広報計画

ウ 協賛・スポンサーに関する計画

エ 連絡体制

(2) 広報物【納品：令和 7 年 9 月 19 日。詳細は「第 3 広報業務等」のとおり】

ア パンフレット

イ ポスター

ウ 市公式ウェブサイト用画像

エ SNS 用画像

(3) 運営マニュアル等【納品：令和 7 年 10 月 15 日及び 11 月 13 日】

「はじめよう!つづけよう!スポーティブ・ライフ in 瑞穂」運営マニュアル及び進行台本等を作成すること。第 1 稿については、令和 7 年 10 月 15 日までに 5 部、最終稿については、令和 7 年 11 月 13 日までに 20 部提出すること。

(4) 実施報告書【令和 7 年 12 月 19 日】

実施報告書を作成し、令和 7 年 12 月 19 日までに提出すること。記録写真のほか、本業務で把握した課題や、次年度以降の実施に向けての提案等も記載すること。

7 留意事項

- (1) 本業務は、契約期間を通じ、進捗状況や今後の進め方等について委託者及び関係者と十分に協議・調整することとし、委託者の承認を得たうえで実施すること。

(2) 次に掲げる過去の実績を参考にする等円滑な運営に努めつつ、柔軟に見直し・改善する等、最適な手法等を検討すること。なお、昨年度と使用できる会場が異なるため注意すること。

ア 参考1 昨年度の実施報告書（スポーティブ・ライフ）

イ 参考2 昨年度の実施報告書（やろまいボッチャ）

ウ 参考3 昨年度のパンフレット

(3) 本契約の履行にかかる費用の一切は、仕様書で明記するもの以外は契約金額に含む。
なお、本業務委託にかかる仮設物・用品・人員・業務等の内容については別記1、別記2を参考にする。

(4) 委託者が同席しない場合における外部との打合せ事項については、当該用務終了後、3日以内を目途に議事録を提出すること。

(5) 受託者は本業務の遂行にあたり、名古屋市が定める次の事項並びに関係法令を遵守しなければならない。

ア 特記事項1 情報取扱注意項目

イ 特記事項2 障害者差別解消に関する特記仕様書

ウ 特記事項3 グリーン配送に関する特記仕様書

エ 特記事項4 妨害又は不当要求に対する届出義務に関する特記事項

オ 特記事項5 名古屋市広告掲載要綱

カ 特記事項6 名古屋市広告掲載基準

キ 特記事項7 スポーツ市民局広告掲載要綱

ク 特記事項8 スポーツ市民局広告掲載要綱運用基準

ケ 特記事項9 契約約款

(6) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、速やかに委託者と協議のうえ、その指示に従うこと。

第2 イベントの企画及び実施

1 イベント名称

イベント名称は「はじめよう!つづけよう!スポーティブ・ライフ in 瑞穂」とすること。

2 「はじめよう!つづけよう!スポーティブ・ライフ in 瑞穂」について

スポーツを始めるきっかけ、続けるきっかけとなるよう、スポーティブ・ライフ月間の中央行事として、実施するイベント。

名古屋トップスポーツ連絡部会（以下「でらスポ名古屋」という。）をはじめとする各種競技団体による体験事業のほか、ユニバーサルスポーツの振興を図る事業を実施。

3 実施日

令和7年11月23日 午前8時45分～午後3時30分

（会場の設営は前日、撤去は当日のそれぞれ会場使用可能時間内に実施すること）

4 会場

パロマ瑞穂スポーツパーク（パロマ瑞穂野球場、パロマ瑞穂アリーナ及びその周辺）

5 業務概要

（1）「はじめよう!つづけよう!スポーティブ・ライフ in 瑞穂」として、別記3及び別記4のコンテンツに関し、委託者が指定する関係者と調整のうえ、企画・運営・演出・進行・会場設営など、イベント実施に係る一切の業務を行うこと。

（2）各種法令に従い、施設の使用申請や必要な届出、手続き、支払い等を速やかに実施すること。

6 出展者及び関係者との調整業務

委託者の指示に基づき、出展者、関係者等と次に掲げる調整業務を行うこと。

（1）出展内容の確認及び必要な什器、備品等の確認（当日の対応を含む）

（2）通信回線、電気の供給等

（3）会場折衝、催事届のほか、実施にあたっての必要手続き、申請

（4）会場設営に伴う消防署・警察署・保健所・施設側等への申請

（5）搬出入はじめブースの運営等に必要な各種事項にかかる説明は、書面で行うこと。

7 事前申込制のイベントの参加者受付

- (1) 人数制限が必要なイベントについては、事前申し込み制とすること。
- (2) 事前申込制のイベントについては、受託者が、本事業用のメールアドレス及びオンラインのフォームを用意し受付や問い合わせ対応を行うこと。
- (3) 締切後、速やかに抽選により参加者を確定し、参加者名簿を委託者に提出すること。
- (4) 当選者に対しては参加に関する詳細を、落選者に対しては落選の旨を連絡すること。

8 イベント当日の運営体制（設営及び撤去を含む）

- (1) 当日の責任者を会場に配置するほか、万が一の場合に備えた万全の緊急時対応体制を確立すること。
- (2) 不慮の事故がないよう、全期間にわたって安全管理の徹底と、会場内の清掃等を行う快適な会場空間の維持に努めること。
- (3) スタッフが識別しやすい表示を用意すること。
- (4) 安全管理のため、必要な人数及び配置は。委託者と協議のうえ決定すること。
- (5) 適切な養生や施設管理者の指示に基づく設営を行うこと。
- (6) 万が一事故やトラブルが発生した場合は受託者の責任において処理するとともに、速やかに委託者に通知すること。
- (7) 設営終了後から翌日開始前の、防犯・安全管理等を徹底すること。
- (8) 苦情が生じた場合は責任を持って対応すること。
- (9) 入場者数の集計及び記録写真の撮影を行うこと。なお、入場者数については、イベント終了時点で速報を報告すること。
- (10) 委託者及び出展者と調整のうえ、必要な控室、駐車場を確保すること。
- (11) 天候等に応じた臨機応変な対応を行うこと。
- (12) 感染症等により、国、愛知県、名古屋市等から特別な措置の要請がある場合は適切な対策を講じること。
- (13) 関係法令に基づき、速やかに撤去、原状回復、清掃、ゴミ処理を行うこと。また、作

成した印刷物・パネルのうち、委託者が指示するものについて、受託者が法令等の規定に従い処分すること。

9 イベント保険への加入

不慮の事故発生に対する準備を怠らないとともに、以下に挙げる保険を含むイベント保険に加入すること。

- (1) 会場施設そのものの構造上の欠陥や管理の不備（会場側に重大な過失がある場合を除く）、もしくはイベント運営上のミス等により、観客等第三者の身体を害し、または財物に損害を与えたことにより受託者が負担する法律上の賠償損害に対する保険
- (2) 来場者が会場内で怪我をした場合に発生する損害に対する保険
- (3) 火災、盗難、破損、運送中の事故等によって、イベント用機材、展示品等について生じた損害に対する保険
- (4) 上記保険で補てんできない損害については、委託者の責に帰すべき事由により生じたものを除き、受託者がその費用を負担すること。

10 企画・実施にあたっての留意事項

(1) イベントの一体感と活気

パロマ瑞穂スポーツパークの各会場が一体感を持ち、1日を通して集客に繋がるプログラムが実施できるよう、また、明るく活気のあるイベントとすること。

(2) 会場レイアウト・案内サイン等の工夫

誘導サイン等の作成・設置にあたって、統一感があるデザインで、効果的な集客・誘導・回遊性の向上を図ること。

(3) 施設の使用状況と確認

ア パロマ瑞穂野球場、パロマ瑞穂アリーナを中心に、予約状況、工事状況を確認し、実施日時点で共用されている有効に活用すること。

イ パロマ瑞穂スポーツパークは現在工事期間中のため、整備工事の進捗等によって、使用できる場所や作業が制限される場合があるため、実施にあたっては、施設管理者等の指示に従うこと。

ウ 詳細は資料1のとおり。

11 総合案内所の設置

総合案内を、会場内のわかりやすい場所に設けること。テントの大きさは、3.6m×5.4mとすること。

12 長時間滞在への工夫

来場者が長時間滞在できるよう工夫するほか、キッチンカー等飲食についても魅力的なものを手配すること。

13 ユニバーサルデザインへの配慮

- (1) 高齢者や障害者をはじめ誰もが来場しやすいよう、ユニバーサルデザインに配慮すること。車いすでの出入りについても配慮すること。
- (2) 誘導サインの設置により、安全・スムーズな来場、回遊を促すこと。

14 公共交通機関の案内と誘導

- (1) 来場者に対しては公共交通機関の利用を促すこと。近隣の駅等から来場者を誘引する取り組みも実施すること。また、駅から会場までの案内表示を設置すること。
- (2) 開催期間中に会場の入口及び周辺で誘客できる取組を十分に行うこと

第3 広報業務等

1 概要

- (1) 「はじめよう!つづけよう! スポーティブ・ライフ in 瑞穂」来場が多数得られるための効果的な周知・広報PRを企画し実施すること。

2 成果物

- (1) パンフレット
- (2) ポスター
- (3) 市公式ウェブサイト用画像
- (4) SNS用画像(2種類)
- (5) 広告収入、協賛品

3 パンフレットの作成及び発送

(1) 作成部数

5,000部程度

(2) 納品

別記5に掲げる場所へ、委託者が作成する文書を添付して令和7年9月26日までに到着するよう配送すること。

4 ポスターの作成及び配送

(1) 作成部数

・B3サイズ、カラー 200部程度

(2) 納品

別記5に掲げる場所へ、委託者が作成する文書を添付して令和7年9月26日までに到着するよう配送すること。

5 市公式ウェブサイト用画像の作成

(1) 形式

「.jpeg」形式または「.png」形式で鮮明な画像とすること。

(2) サイズ

縦310px×横650px

6 SNS用画像の作成(2種類)

(1) 形式

「.jpeg」形式または「.png」形式で鮮明な画像とすること。

(2) サイズ

ア 縦1,040px×横1,040px

イ 縦 340 px×横 520 px

7 広告収入、協賛品

- (1) 当該事業に対する協賛・寄付企業（以下「スポンサー」という。）（物品協賛を含む。）の確保に努めること。スポンサーの確保にあたり必要となる諸条件（企業名の露出等）については委託者と事前に協議のうえ、その指示に従うこと。
- (2) なお、パンフレット等への広告掲載については、実行委員会やその構成団体の規定により掲載できない内容もあるため、事前に協議のうえ、その指示に従うこと。
- (3) 受託者が独自にスポンサーシップ企業と締結した場合のスポンサー契約料は、受託者の利益とする。

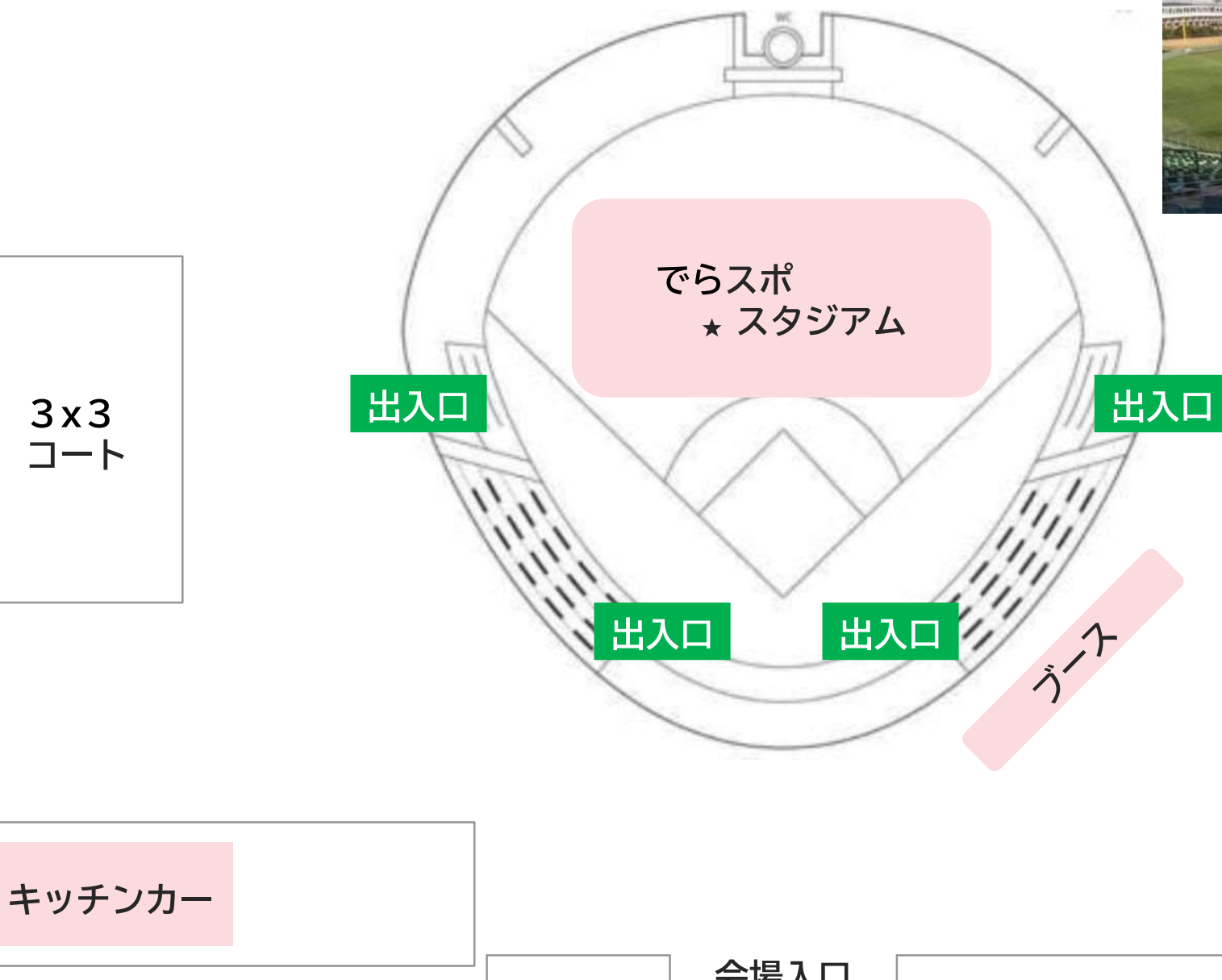
パロマ瑞穂スポーツパーク全体図

資料 1
※ 工事個所の詳細は別途確認すること

パロマ瑞穂アリーナ



パロマ瑞穂野球場（午前）



でらスポ
★ スタジアム

3x3
コート

出入口

出入口

出入口

出入口

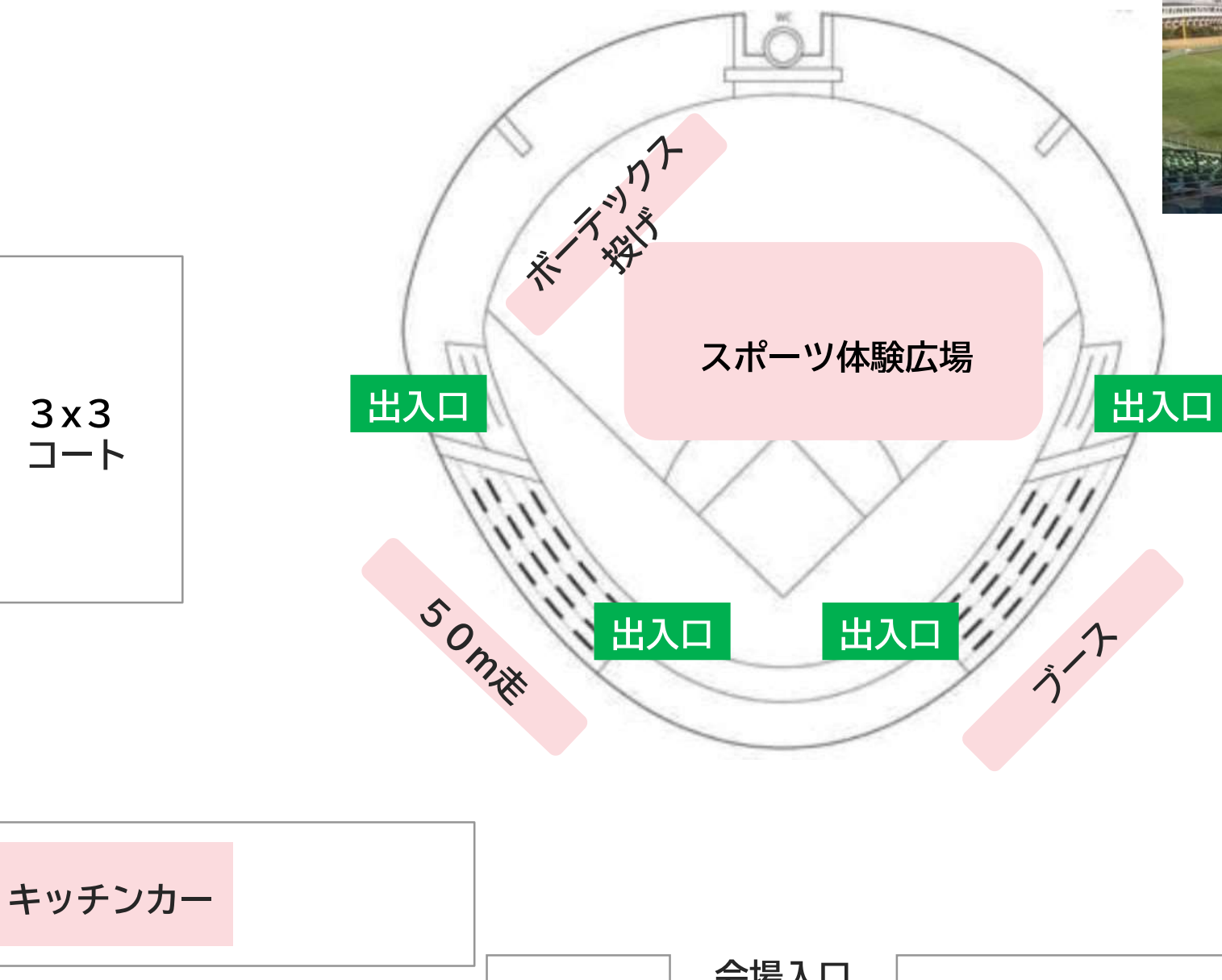
グース

ステージ

キッチンカー

会場入口

パロマ瑞穂野球場（午後）



3x3
コート

出入口

スポーツ体験広場

出入口

50m走

出入口

出入口

ダース

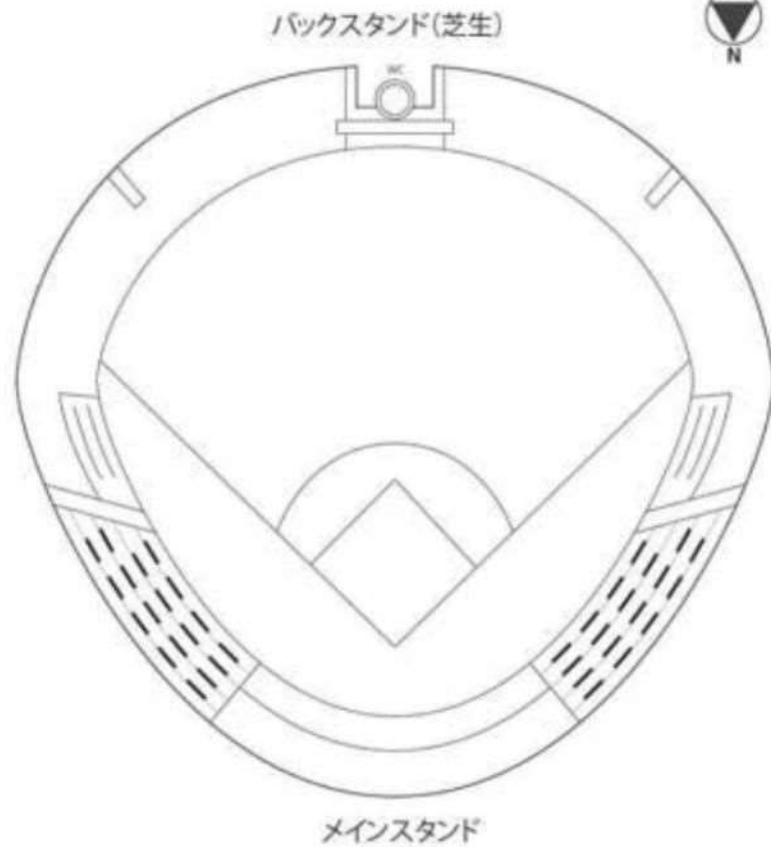
ステージ

キッチンカー

会場入口

パロマ瑞穂野球場②

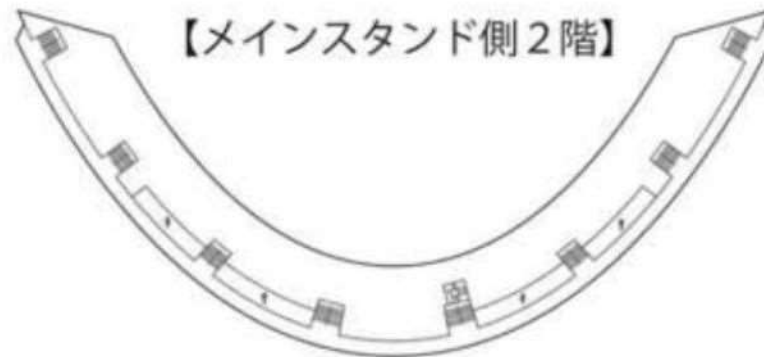
【全体図】



【メインスタンド側1階】



【メインスタンド側2階】

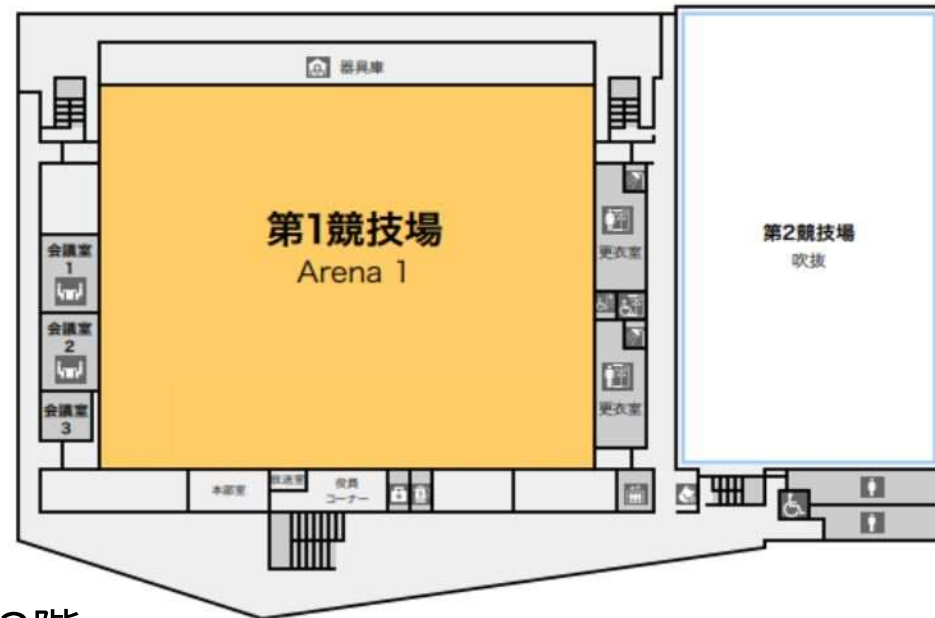


パロマ瑞穂アリーナ

1階



2階



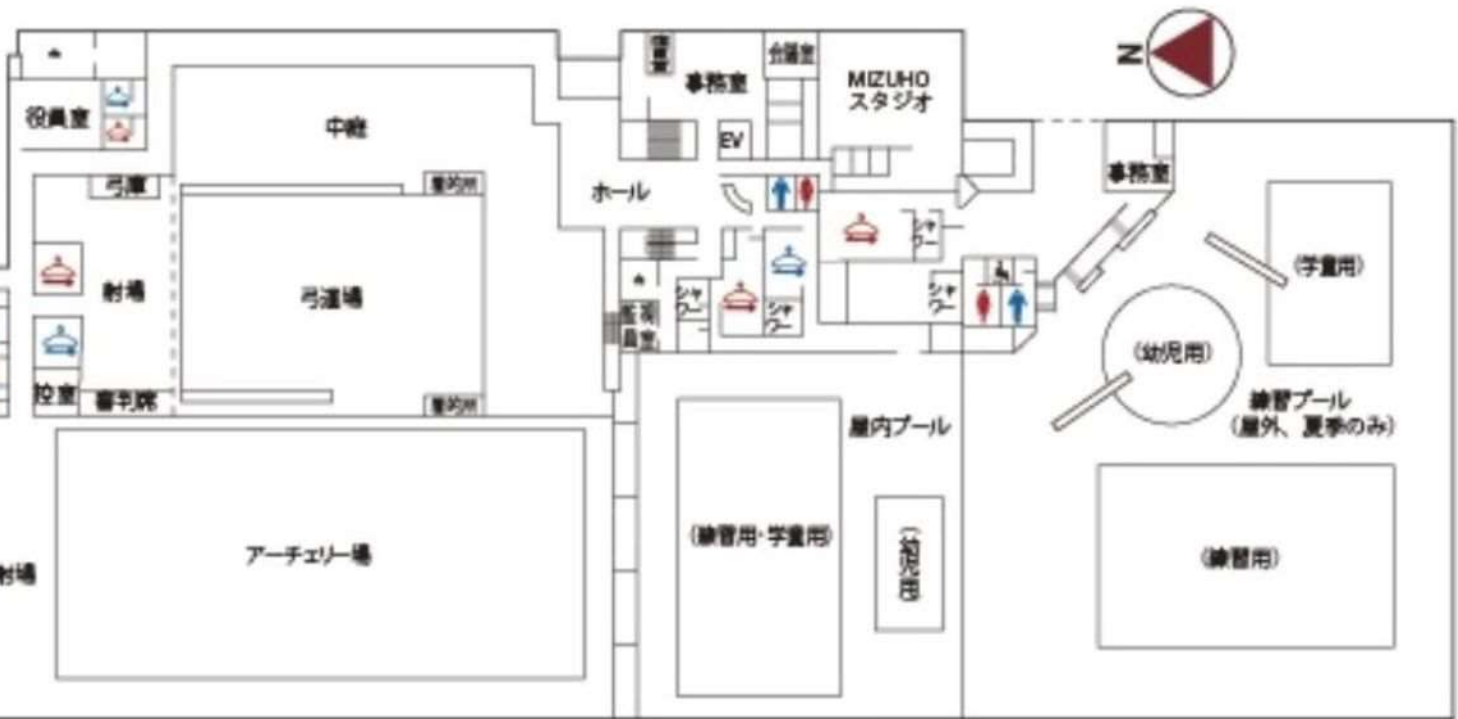
3階



宿泊研修棟 ※ 委託者既定事業のバックヤードとして使用予定

皆

(練習プール・屋内プール・弓道場・アーチェリー場)



2階 (トレーニング室)



3階 (宿泊研修室)



情報取扱注意項目

（基本事項）

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（関係法令等の遵守）

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

（適正管理）

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の適正取得）

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（第三者への提供及び目的外使用の禁止）

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

（再委託の禁止又は制限等）

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限り

でない。

（複写及び複製の禁止）

第 7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

（情報の返却及び処分）

第 8 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

（情報の授受及び搬送）

第 9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又はき損が起これないようにしなければならない。

（報告等）

第10 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

（従事者の教育）

第11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

（契約解除及び損害賠償等）

第12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
- (2) 損害賠償を請求すること。
- (3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

- 第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成30年名古屋市条例第61号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

- 第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第 1 この契約の相手方（以下「契約業者」という。）は、本契約にかかる名古屋市（以下「市」という。）への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、名古屋市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者（以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

(グリーン配送に使用する車両)

第 2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 電気自動車 | (2) 天然ガス自動車 |
| (3) メタノール自動車 | (4) ハイブリッド自動車 |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車 | (6) 燃料電池自動車 |
| (7) 車両総重量 3.5 t 超のガソリン車・L P ガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8) クリーンディーゼル自動車 | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車 | (11) 低燃費車 |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車 | (13) L P ガス貨物自動車 |
| (14) 車両総重量 3.5 t 超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15) その他、環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車 NO_x・PM 法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

(エコドライブの実施)

第 3 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入にあたり、エコドライブの実施に努めなければならない。

(調査への協力)

第 4 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入にあたり、市が別途交付する名古屋市グリーン配送適合車両届出済証又はグリーン配送実施計画届出済証を携帯するよう努めなければならない。また、市がグリーン配送に関する必要な調査を実施する場合は、その指示に従うこととする。

妨害又は不当要求に対する届出義務に関する特記事項

- 1 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な理由がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受託者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約または随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

名古屋市広告掲載要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 印刷物、ウェブサイトなど、市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲出し、又は表示する（以下「掲載する」という。）ことをいう。
- (3) 局長 名古屋市事務分掌条例（昭和 22 年条例第 16 号）第 1 条に規定する局及び室、会計室、消防局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、市会事務局の長及び区長をいう。

（広告全般に関する基本的な考え方）

第 3 条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

（広告の範囲）

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不適当であると認められるもの

（広告掲載に関する定め）

第5条 局長は、その所管に属する広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、あらかじめ次に掲げる事項を別に定めるものとする。ただし、企画提案型広告については、名古屋市企画提案型広告掲載要綱の定めるところによるものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の範囲
- (3) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (4) 広告掲載料
- (5) 広告の募集方法及び選定方法
- (6) 審査機関
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

(広告掲載に関する審査)

第6条 局長は、広告媒体に掲載する広告の可否等を審査するため、審査機関を設ける。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成19年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年9月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

名古屋市広告掲載基準

(趣旨)

第1 この基準は、所管局が広告媒体への広告掲載の可否を判断する場合に必要な基準を作成するにあたり、参考基準として定めるものである。

(規制業種又は事業者)

第2 次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)第2条に規定する風俗営業
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 占い、運勢判断に関するもの
- (8) 興信所・探偵事務所等
- (9) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (11) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (12) 暴力団関係事業者(暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。)
- (13) 各種法令に違反しているもの
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(掲載基準)

第3 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
 - ク 社会的に不適切なもの
 - ケ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現（誇大広告）（掲載に際しては根拠となる資料を要する。）

根拠のない表示や誤解を招くような表現

例：「世界一」「一番安い」等

イ 射幸心を著しくあおる表現、特にギャンブルについて過度に購入をあおる表現

ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種・商法・商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着等及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブルについて過度に購入をあおる表現

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(4) 前各号に定めるもののほか、掲載する広告として不適当であると認められるもの

(個別の基準)

第4 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成するものとする。

(ウェブサイトに関する基準)

第5 ウェブサイトへの広告に関しては、ウェブサイトに掲載する広告だけでなく、当該広告が直接リンクしているウェブサイトの内容についてもこの基準を適用する。

スポーツ市民局広告掲載要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、スポーツ市民局が所管する資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、名古屋市広告掲載要綱(以下「市要綱」という。)及び名古屋市広告掲載基準(以下「市基準」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) スポーツ市民局広告審査会 第10条第 1項に定める審査機関をいう
(以下「広告審査会」という。)。

(2) 広告媒体 市要綱第 2条第 1号に掲げるもののうち次に掲げるもの。
ただし、新たに広告を掲載する媒体である場合は、あらかじめ広告掲載が可能か広告審査会の承認を受けたものに限る。

ア スポーツ市民局が発行する広報等印刷物

イ スポーツ市民局が所管するウェブサイト

ウ その他資産を所管する課・公所(以下「所管課」という。)の長が別に定めるもの

(目的)

第 3 条 スポーツ市民局が所管する資産への広告掲載は、スポーツ市民局の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告の範囲)

第 4 条 市要綱第 4条、市基準第 2及び第 3に定めるもののほか、広告媒体の公共性に鑑み、広告媒体に掲載する広告として不適當であると認められるものは広告掲載を行わないものとする。

2 ウェブサイトを広告媒体とする場合で、掲載する広告からリンクを張る場合は、リンク先はその広告を掲載する者が所有するウェブサイトのトップページとし、そのリンク先のウェブサイトの内容については、前項の規定を適

用する。

（広告の募集）

第 5 条 広告の募集は、広告掲載を行う広告媒体を所管課の長（新たに広告を掲載する広告媒体である場合又は新規の手法により広告を募集する場合は、所管する部長級の者）が、次に掲げる事項を記載した募集要領を定め行うものとする。

- （1） 広告掲載を行う広告媒体の種類
- （2） 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
- （3） 広告掲載料金
- （4） 広告の募集対象
- （5） 広告の申込み手続
- （6） 広告の選定方法
- （7） 広告掲載手続
- （8） その他広告の募集及び契約を行うに当たり必要な事項

（広告掲載の決定）

第 6 条 所管課の長は、市要綱、市基準、この要綱及び前条の募集要領に基づき広告主及び広告掲載の可否を決定するものとする。ただし、所管課が分掌する施設に係る指定管理者が作成及び管理する広告媒体を除き、あらかじめ広告審査会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、過去に市要綱第 6 条に定める審査機関の承認を得たものと広告内容・デザイン等が同一の広告は、広告審査会の承認を省略することができる。この場合において、所管課の長は、広告審査会の委員長に合議しなければならない。

（広告掲載に係る契約）

第 7 条 広告掲載に係る契約は、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第 17号）及び名古屋市契約事務手続要綱に基づき、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約により行うものとする。

（広告主の責務）

第 8 条 前条の規定により広告掲載に係る契約を締結した者（以下「広告主」

という。)は、広告の作成、デザイン、内容(広告のリンク先の内容を含む。)その他当該広告に関する一切の責任を負う。

2 広告主は、掲載した広告により第三者に何らかの損害を与えた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第9条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、所管課の長と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(スポーツ市民局広告審査会の設置)

第10条 市要綱第6条に定める審査機関として、広告審査会を設ける。

2 広告審査会は、次に掲げる事項について審査する。

(1) 第2条第2号の承認に関すること。

(2) 第6条の承認に関すること。

(3) その他広告媒体への広告掲載を適正に行うために必要な事項

(4) 名古屋市企画提案型広告掲載要綱に定める企画提案型広告に対する意見書

3 広告審査会の委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

5 広告審査会は、審査結果に基づき、所管課の長へ必要な指示をすることができる。

6 広告審査会は、所管課の長からの申し出がある場合又は委員長が特に必要と認めるときに開催する。

7 広告審査会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

8 広告審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

9 委員長は、必要と認めるときは、広告審査会に委員以外の者の出席を求め、説明を聞くことができる。

10 広告審査会の庶務は、スポーツ市民局総務課が処理する。

(その他)

第11条 その他広告掲載につき必要な事項はスポーツ市民局長が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

委員長	総務課長
委 員	広聴課長 人権施策推進課担当課長(同和 問題等) 消費生活課長 委員長の指名する職員

スポーツ市民局広告掲載要綱運用基準

スポーツ市民局広告掲載要綱（以下「要綱」という。）の施行については、要綱の規定によるほか次のとおりとする。

（広告媒体の種類）

- 第 1 要綱第 2 条第 2 号アの広報等印刷物とは、主に広報を目的として作成するパンフレット、チラシのほか、市民に広く配布する冊子及び観覧券とする。
- 2 要綱第 2 条第 2 号の承認を受けようとするときは、所管課の長は、スポーツ市民局広告審査会議案書（第 1 号様式）を審査会の委員長に提出するものとする。

（ウェブサイトの内容）

- 第 2 要綱第 4 条第 2 項に規定するウェブサイトの内容の審査に当たっては、原則として当該ウェブサイトのトップページの内容で確認するものとする。ただし、トップページで判断し難い場合は、判断に必要なページを含めるものとする。

（広告の募集）

- 第 3 要綱第 5 条の規定により募集要領を定めるときの基準は、原則として次のとおりとする。

（1）広告の規格

広告掲載面積は、広告媒体全体面積の 2 分の 1 以内とする。

（2）広告掲載料金

募集に際しての掲載料金の設定については、類似広告の市場価格等を勘案し、次に掲げるいずれかの方法により行う。

ア あらかじめ掲載料金を定める。

イ 最低掲載料金を定め、掲載希望価格を提示させる。

ウ 掲載料金は定めず、掲載希望価格を提示させる。

（3）広告の募集対象

次に掲げるいずれかの者を対象とする。

ア 自らの広告を掲載しようとする者（以下「広告掲載希望者」という。）

イ 広告の募集及び選定を行う者（以下「広告取扱業者」という。）

(4) 広告の申込み手続

ア 広告枠を広告掲載希望者に対し直接募集を行った場合は、募集要領で定める広告掲載申込書に広告原稿案を添付して所管課の長へ提出する。

イ 広告枠を広告取扱業者に対し募集を行った場合は、募集要領で定める広告掲載申込書を所管課の長へ提出する。

(5) 広告の掲載手続

次の手順を原則とする。

ア 広告枠を広告掲載希望者に対し直接募集を行った場合

（ア）所管課の長は広告主及び広告掲載の決定の通知を行う。（非掲載となった応募者に対してもその旨の通知を行う。）

（イ）広告掲載の通知を受けた者は、契約に必要な書類を提出し、契約を締結する。

（ウ）広告主は、所管課の長が指定する期日までに、広告掲載料を一括前納する。

（エ）広告主は、指定された期日までに広告原稿を所管課の長へ提出する。

（オ）所管課の長は、（エ）により提出を受けた広告原稿を掲載する。

イ 広告枠を広告取扱業者に対し募集を行った場合

（ア）決定した広告取扱業者と契約を締結する。

（イ）広告主は、所管課の長が指定する期日までに、広告掲載料を一括前納する。

（ウ）広告主は、指定された期日までに広告枠へ掲載する広告原稿案を所管課の長へ提出する。

（エ）所管課の長は広告掲載決定の通知を行う。

（オ）広告主は、指定された期日までに広告原稿を所管課の長へ提出する。

（カ）所管課の長は、（オ）により提出を受けた広告原稿を掲載する。

(6) その他広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

原則として、次に掲げる項目等を募集要領に記載する。

ア 広告内容の変更

所管課の長は、提出を受けた広告原稿が、要綱及び募集要領に違反していると認められる場合は、期限を定めて広告主に対してその内容等の改善を求めるものとする。

イ 広告掲載の取止め

所管課の長は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、広告主に事前に通知した上で、広告掲載の決定を取り消し、広告の掲載を取止めることができる。

(ア) 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合

(イ) 指定した期日までに広告原稿の提出又は原稿の内容改善が行われない場合

(ウ) その他広告掲載が不適當であると判断した場合

ウ 広告掲載の取下げ

広告主は自己の都合により、広告の掲載を取下げることができる。

エ 広告掲載料の返還

イにより広告の掲載を取止めた場合又はウにより広告の掲載を取下げた場合は、既に納付済みの広告掲載料金の返還は行わない。

2 広告の募集は、市公式ウェブサイト等により広告を募集する所管課が行う。

(広告掲載の決定)

第 4 要綱第 6 条の承認を受けようとする際の、審査会への承認申請手続は次のとおりとする。

1 広告枠を広告掲載希望者に対し直接募集を行った場合

広告の募集期間終了後、速やかに広告掲載承認申請書（第 2 号様式）を審査会の委員長に提出するものとする。

2 広告枠を広告取扱業者に対し募集を行った場合

広告取扱業者より当該広告枠への広告原稿案が提出され次第、速やかに広告掲載承認申請書（第 3 号様式）を審査会の委員長に提出するものとする。

(協議)

第 5 要綱及びこの運用基準に定めのない事項について疑義が生じた場合で、審査会での審査が必要であると認めるときは、所管課の長はスポーツ市民局広告審査会議案書（第 1 号様式）を審査会の委員長に提出するものとする。

る。

(審査会の開催等)

第 6 第 1 第 2 項、第 4 第 1 項及び第 2 項並びに第 5 による審査会の委員長への各様式の提出は、原則として毎月 20 日までに総務課を経由して行うものとする。

2 審査会は、前項により提出された案件について原則として翌月 10 日までに開催するものとする。

3 審査会は、原則として月 1 回の開催とする。

4 緊急又はやむを得ない事由により審査会を開催できない場合は、委員長及び委員に議案を持ち回り、承認を受けることにより、審査会の審議に代えることができる。

附 則

この運用基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

(第 1号様式)

年 月 日

スポーツ市民局広告審査会議案書

スポーツ市民局広告審査会委員長 様

申請者
(職名)

次の議案につき、広告審査会による審査を申請します。

議 題	
内 容	

(第 2号様式)

年 月 日

広告掲載承認申請書

スポーツ市民局広告審査会委員長 様

申請者
(職名)

スポーツ市民局広告掲載要綱運用基準第 4第 1項の規定により申請します。

広告媒体名				
応募業者	広告内容	提示金額	可否	理由

※ 「募集要領」、「申込書の写し」及び「広告原稿案の写し」を添付すること。

--	--	--	--	--

(第 3号様式)

年 月 日

広告掲載承認申請書

スポーツ市民局広告審査会委員長 様

申請者
(職名)

スポーツ市民局広告掲載要綱運用基準第 4第 2項の規定により申請します。

広告媒体名			
広告取扱業者名			
広告内容	可否	理由	

※ 「募集要領」 及び 「広告原稿案の写し」 を添付すること。

--	--	--

契約約款

(契約の目的)

第1条 委託者は受託者に対して、表記件名の業務を委託し、受託者はこれを受託するものとする。受託者は、この契約書及び仕様書に従い、契約期間内に受託した業務（以下「受託業務」という。）を処理するものとする。

(業務委託の内容)

第2条 受託者は、この契約について契約書及び仕様書に明示されていない事項であっても履行上当然に必要な事項については、委託者と協議の上、委託者の指示に従い受託者の負担で実施するものとする。

(善管注意義務)

第3条 受託者は、受託業務を委託者の指示するところに従い誠実・正確を旨として、善良な管理者の注意をもって処理しなければならない。

(業務内容の変更等)

第4条 委託者は、この契約の締結後の事情により、委託業務の全部または一部を変更することができる。この場合において、契約金額及び契約期間を変更する必要があるときは、受託者と協議して書面又は電磁的記録により、これを定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 受託者は、委託者の承認がなければ、この契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(秘密の保持)

第6条 受託者及び受託者の従業員は、受託業務の遂行上、直接又は間接に知り得た一切の事項を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、契約の満了及び解除後においても同様とする。

3 受託者は、受託者の従業員に対し、個人情報の保護に関する教育を行うとともに、この契約による事務を処理するにあたり、仕様書別紙「情報取扱注意項目」を遵守しなければならない。

4 委託者は、受託者が前項の規定に違反していると認めたときは、委託者が被った通常かつ直接の損害につき、賠償を請求することができる。

5 受託者は、機器等の持ち出し、又は他人に提示してはならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りではない。

6 前5項の規定は、第16条第2項に規定する再委託先についても準用する。

(秘密保持に関する誓約)

第7条 受託者は、契約締結後速やかに、前条に基づく秘密の保持に関する社内規則等の写しを委託者に提出すること。

2 前項に規定する秘密の保持に関する社内規則等が受託者がない場合は、契約締結後速やかに、この業務に携わる従業員全員の秘密保持に関する誓約書を委託者に提出するものとする。なお、誓約書提出後に新たに携わることとなった従業員についても、同様とする。

（目的外使用及び第三者への提供の禁止）

第8条 受託者は、成果物について、他の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了後においても同様とする。

（複製及び複写の禁止）

第9条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承認を得たものを除き、委託者から提供された個人情報に記載された資料及び成果物等を複写し、又は複製してはならない。

（報告義務）

第10条 受託者は、この契約の履行にあたって事故が発生したときは、ただちに委託者に事故の状況を報告し、委託者の指示を受けなければならない。

（検査及び調査）

第11条 受託者は、物品を納品したときは直ちに委託者へ報告し、委託者が指定した検査員（以下「検査員」という。）の検査を受けなければならない。

2 委託者は、この契約に基づく成果物の検査を受託者から提出される報告書及び関係書類により速やかに行うものとする。

3 検査の結果、契約に定めた事項に適合しないと認定されたときは、指示された期間内に受託者の負担により完全なものと引換え又は補正しなければならない。

4 委託者は、受託者に対し委託業務の処理状況につき、随時に調査し、又は報告を求めることができる。また、受託者はこれに応じなければならない。

（支払方法）

第12条 委託料の支払いについては、受託業務の完了後、検査員の検査を受け、検査が合格になった後に受託者が請求書により支払いを受けるものとする。

2 委託者は、受託者から適正な支払い請求書を受理した日から30日以内に受託者に支払うものとする。

（延滞金）

第13条 受託者が正当な理由なく債務の履行を遅延したときは、委託者は、遅延日数に応じ、契約金額に契約締結日における名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第33条第1項に定める割合を乗じて計算した金額を延滞金として徴収するものとする。

（危険負担）

第14条 受託者は、この契約締結後、成果物の納入が完了するまでの間に発生したすべての損害を負担するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由によって生じた損害である場合には、この限りでない。

2 前項に規定する損害が天災その他不可抗力により生じた損害で、そのすべてを受託者に負担させることが著しく公正を害すると認められる場合は、委託者がその一部又は全部を負担するものとする。

（契約不適合責任）

第15条 委託者は、成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対して、成果物の修正等による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、

委託者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、履行の追完に係る費用は、受託者がすべて負担するものとする。
- 3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 委託者は、引き渡された成果物に関し、納入が完了した日から1年以内にその旨を通知しなければ、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 5 委託者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、前項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 6 引き渡された成果物の契約不適合が委託者の指示等により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（再委託の制限）

- 第16条 受託者は本業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部につき委託者の承認を得た場合はこの限りではない。この再委託に関する全ての責任は受託者が負わなければならない。
- 2 受託者が前項に規定する本業務の一部につき再委託を申請するに当たっては、あらかじめ委託者に対し再委託する旨の申請書及び次の事項を明示した書類を提出するものとする。また、委託者が承諾した場合であっても、この再委託等に関するすべての責任は、受託者が負わなければならない。
 - (1) 再委託等を受ける者（以下「再委託先」という。）の名称、代表者名及び所在地
 - (2) 再委託先の業務範囲
 - (3) 再委託期間
 - (4) 再委託先の従事者名
 - (5) 再委託申請の理由
 - (6) 再委託先の選定理由
 - (7) 再委託先に、取得情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を遵守させることを誓約した旨
 - (8) その他委託者が指示する事項
 - 3 委託者は、前項の申請により再委託を認めるときは、書面にて承認を行うこととする。
 - 4 委託者は、受託者の再委託の内容が第2項に違反すると認める場合及び業務の円滑な遂行に支障があると認める場合においては、承認を取り消すことができる。

（契約の解除）

第17条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がないのに契約を履行しないとき又は契約期間内に履行の見込みがないとき。
- (2) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (3) 契約の履行にあたり、係員の指示監督に従わず、又はその者の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。
- (5) 仕様書別紙「情報取扱注意項目」に違反していると認めたとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に定めた条件に違反したとき。

2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) この契約の履行をすることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受託者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
- (4) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（契約が解除された場合等の取扱い）

第18条 次の各号のいずれかに該当し、かつ、委託者が契約を解除した場合における当該契

約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則第45条第2項又は第3項の規定に基づく手続によるものとする。

- (1) 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第17条第1項の規定により契約を解除した場合には、受託者は委託者に対し、委託者に生じた損害を賠償しなければならない。

（協議による解除）

第19条 前条の規定によるほか、委託者及び受託者双方の協議によりこの契約を解除することができるものとする。

（著作権の譲渡等）

- 第20条 この契約により作成された成果物の著作権については、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）から第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）までに規定する権利を、受託者から委託者に無償で譲渡するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、成果物中に従前から受託者が著作権を有するもの（以下「受託者著作物」という。）が含まれている場合は、受託者著作物の著作権は委託者に譲渡されないものとする。ただし、受託者は受託者著作物について、委託者が使用するために必要な範囲内で、著作権法第63条の規定に基づく利用を無償で許諾するものとする。
- 3 受託者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を行使しようとするときは、あらかじめ委託者の承認を受けなければならない。

（著作権その他権利侵害）

第21条 受託者は、この契約に伴い作成される成果物が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。

（疑義の決定）

- 第22条 この契約書及び仕様書について委託者受託者間で意見を異にするときは、委託者の判断によるものとする。
- 2 この契約書及び仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、委託者受託者協議のうえ、決定するものとする。

（紛争の解決）

第23条 この契約に関して紛争が生じた場合、当事者間の協議により解決を図るものとする。

（その他）

第24条 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

2 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

3 この契約及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

4 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

談合その他の不正行為に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る委託者の解除権)

第1条 委託者は、受託者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受託者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、委託者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）（以下「契約規則」という。）第45条第2項又は第3項の規定に基づくこの契約の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第2条 受託者がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、委託者が契約を解除するか否かにかかわらず、受託者は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など委託者に金銭的損害が生じない行為として、受託者がこれを証明し、そのことを委託者が認めるとき。
- (2) 前条第1項第2号のうち、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

2 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、委託者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、委託者は、受託者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

業務分担について

		業務内容	委託者 (主催者)	受託者 (事業者)		
【スポーツイベント】						
パロマ瑞穂野球場		委託者企画の出演者の選定、調整、謝金等の支払	○			
		受託者企画の出演者の選定、調整、謝金等の支払		○		
		プログラム台本の作成		○		
		案内、サインの作成、設置及び撤去		○		
		会場の設営(音響等必要機器の調達を含む)及び撤去		○		
		台本の作成、会場の設営にかかる出演者との調整	△	○		
		参加者の誘導		○		
		でらスポ各チームへの昼食の手配		○		
		パロマ瑞穂アリーナ		出演者の選定、調整、謝金等の支払	○	
				プログラム台本の作成		○
案内、サインの作成、設置及び撤去				○		
会場の設営(音響等必要機器の調達を含む)及び撤去				○		
台本の作成、会場の設営にかかる出演者との調整	△			○		
パロマ瑞穂スポーツパーク周辺		参加者の誘導等		○		
		案内、サインの作成、設置及び撤去		○		
		参加者の誘導		○		
【ステージイベント】						
絵画コンテスト トークライブ		出演者の選定、調整、謝金等の支払	○			
		プログラム台本の作成		○		
		案内、サインの作成、設置及び撤去		○		
		会場の設営(音響等必要機器の調達を含む)及び撤去		○		
		台本の作成、会場の設営にかかる出演者との調整	△	○		
		参加者の誘導		○		
		その他ステージイベント		出演者の選定、調整		○
				プログラム台本の作成		○
				案内、サインの作成、設置及び撤去		○
				会場の設営(音響等必要機器の調達を含む)及び撤去		○
台本の作成、会場の設営にかかる出演者との調整				○		
参加者の誘導				○		
【ブース】						
委託者が企画するもの		出展者の選定、調整	○			
		ブースに関する出展要項等作成		○		
		ブース設営にかかる必要物の調達		○		
		ブース設営、撤去		○		
		【広報】				
		掲載内容の検討	△	○		
		チラシ原稿の作成、印刷		○		
		チラシの配架		○		
		ポスター原稿の作成、印刷		○		
		ポスターの配架		○		
		【全体を通して実施すること】				
		スケジュール作成(契約期間全体、当日運営、広報計画、会場設営計画)		○		
		会場レイアウト作成		○		
		各種マニュアル作成(設営・運営・撤去、緊急時対応)		○		
		施設管理者との調整		○		
		消防署、警察署、保健所等との調整		○		
		イベント保険への加入		○		
		協賛等の獲得		○		
		打ち合わせにかかる議事録の作成		○		

必要物品一覧(参考:令和6年度の実施設備。7年度の実施内容にあわせて委託者と協議のうえ決定すること)

内 訳	規 格	数 量	単 位
会場施工費			
ステージ(パンチカーペット含む)	W7200*D5400*H600、木製・天板・パンチカーペット敷き	1	式
腰布	H600*W3600	1	式
ステップ		4	台
ステージサイン(バックイントレ含む)	タイトルサイン=W7200*H900、イントレ=2.5段*4スパン	1	式
タイトルサイン		1	式
MAPサイン	W2700*H1800	1	枚
会場案内、スケジュールサイン	W2700*H1800、固定用イントレ含む	1	式
ステージ袖テント	1.5k*2k(側幕四方囲い)	2	張
総合案内テント	2k*3K(側幕三方囲い)	1	張
ブーステント	1.5k*2k(側幕三方囲い)	15	張
雨天用テント	2k*3k(側幕なし)	1	張
長机	W1800*D600、会議用机	40	台
折り畳みイス		80	脚
ブース表示サイン	W900*H300	10	枚
パウチサイン	A3サイズ	50	枚
発電機	2.8kw、インバーター式	4	台
発電機燃料費	携行缶保管	4	式
音響機材費	WLマイク2本、有線マイク3本、メインSP・モニターSP、前日設営・当日撤去	1	式
設営費	前日設営	1	式
撤去費	当日撤去	1	式
運搬費		1	式
簡易清掃費		1	式
諸経費		1	式
ハイチェア	ステージ用	3	脚
コンテンツ関係費			
ステージアトラクション演出費		1	式
アーバンスポーツ体験		1	式
eスポーツ関連		1	式
企画・制作関係費			
運営マニュアル、進行台本制作		1	式
パンフレット	A3二つ折りパンフレット、両面カラー、マット紙70kg、5000部印刷	1	式
パンフレット配送費	5000部、80箇所発送想定(ヤマト便、郵送、郵パックを併用)	1	式
ポスター	B3サイズ、上質紙110kg、200部、デザインはパンフレットと同様、200箇所発送	1	式
パンフレットデザイン		1	式
報告書	簡易版、20ページ程度	1	式
運営関係費			
司会者		1	人
チーフディレクター		2	人
サブディレクター		2	人
ステージサブディレクター		1	人
ステージスタッフ	当日	1	人
音響チーフスタッフ	前日1人、当日1人	1	人
音響サブスタッフ	前日1人、当日1人	1	人
運営スタッフ	当日	15	人
他経費			
トランシーバー		10	台
イベント保険		1	式
スタッフジャンパー		20	着
弁当代			個

「はじめよう!つづけよう!スポーティブ・ライフ in 瑞穂」のイベント内容

1 スポーツ体験イベント

(1) 「でらスポ☆スタジアム」

ア 市スポーツ戦略課を窓口とし、でらスポ名古屋に所属する各チームと調整のうえ、各種目を体験するイベント「でらスポ☆スタジアム」を午前中に企画し実施すること。

イ 選手・スタッフ等向けに、昼食を準備すること。

ウ 事前申し込み制にすること。

(2) スポーツ体験広場

市スポーツ振興課を窓口、次に掲げる団体と調整のうえ、スポーツ体験広場を企画し実施すること。

ア レクリエーションバレーボール連絡協議会（レクバレー）

イ レクリエーションインディアカ連絡協議会（レクインディアカ）

ウ スナックゴルフ協会（スナックゴルフ）

エ 総合リハビリテーション事業団（車いすバスケットボール）

オ 日本セパタクロー協会（セパタクロー体験会）

(3) 「記録に挑戦」

ア 市スポーツ振興課を窓口とし、名古屋市陸上競技会と調整のうえ、陸上競技を体験するイベント「記録に挑戦」を企画し実施すること。

イ 陸上競技の種類については、50m走・ボーテックスとすること。

(4) アーバンスポーツ体験事業

アーバンスポーツ（BMX 等）の体験事業を企画し実施すること。

(5) 野球場施設を利用したスポーツ体験

ストラックアウト、ティーボール体験、キャッチボール教室、芝生で可能なスポーツ・ユニバーサルスポーツ等、野球場施設の特性を利用した、来場者が自由に楽しめるスポーツ体験コーナーを企画し実施すること。実施にあたっては、高校や大学等の協力を得る等、工夫すること。

(6) ラジオ体操 in 瑞穂

かんぽ生命と調整し、ラジオ体操 in 瑞穂を企画し実施すること。

(7) e スポーツイベント

- ア 幅広い世代の来場者が自由に楽しめる、e スポーツを複数企画し実施すること。
- イ 屋内の場合、閉鎖的にならないよう、多くの来場者が参加したくなるよう、運営や誘導を工夫すること。

(8) ユニバーサルスポーツの振興を目的としたイベント「やろまいボッチャ」(別記 4)

- ア 市スポーツ振興課を窓口とし、日本福祉大学スポーツ科学部、名古屋市障がい者スポーツ指導者協議会と調整のうえ、ユニバーサルスポーツの振興を目的としたイベントを企画し実施すること。

(9) ウォーキングイベント

- ア 会場の回遊性を高めるため、工事区間や交通安全等を配慮した安全なルートを設定したウォーキングイベントを企画し実施すること。
- イ ルート上には誘導サインを適切に配置するほか、誘導のための人員を配置すること。
- ウ 名古屋市が実施する「東山一万歩ウォーキング」事業の参加賞についても配布すること。

(10) 受託者提案事業

- 上記のほか、会場内の空きスペースを活用し、受託者が集客力のあるイベントを企画し実施すること。

2 ステージイベント

- (1) オープニング及びフィナーレを企画し実施すること。
- (2) レッツエンジョイスports絵画コンテスト 2025 表彰式及び、トークイベントを公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会と調整のうえ企画し実施すること。
- (3) 上記のほか、ステージの空き時間を活用し、受託者が集客力のあるステージイベントを企画し実施すること。
 - 例) 地元スポーツチームの試合動画を活用した模擬応援、地元スポーツチームのパフォーマンス、ダンスチーム等、学生によるチアや吹奏楽等
- (4) ステージイベントに関する演出プラン、進行台本の作成、出演者の手配・交渉及びその他関係者等の各種調整を行うこと。また、ステージイベントに関する登壇者等に対する接遇、誘導等の対応を行うこと。
- (5) メインステージは、野球場駐車場内の委託者が指定する場所に設置すること。また、トークイベント等に使用することを想定し、野球場内の客席から観覧できる位置にサブステージを設置すること。ただし、施設特性から設置できるスペース・形状に制限があることから、施設管理者と十分調整すること。

- (6) 音量が近隣住民の迷惑にならないよう、随時音量の確認をし、必要に応じて音量を調整すること。

3 ブースイベント（パロマ瑞穂野球場駐車場）

- (1) 市スポーツ振興課を窓口に、スポーティブ・ライフ月間等実行委員会構成団体や次に掲げる団体とブースを企画し実施すること。

ア スポーツ市民局

イ アジア・アジアパラ競技大会推進課

ウ 健康福祉局健康増進課

エ 市内大学等

- (2) 上記のほか、集客につながり、幅広い年齢が楽しめる、来場者にとって魅力のあるブースを企画し実施すること。

- (3) ブースに使用するテントの大きさは（2.7m×3.6m）とすること。

4 アジア・アジアパラ競技大会の PR イベント

2026 年開催予定であるアジア・アジアパラ競技大会の PR となるイベント等を、市スポーツ振興課と調整のうえ企画し実施すること。

なお、アジア・アジアパラ競技大会に係る企画については、必要に応じて大会組織委員会との調整が必要となるため、十分留意すること。

また、アジア・アジアパラ競技大会の開催後も市民のスポーツに対する機運を継続させることができるよう、令和 8 年度以降の「はじめよう！つづけよう！スポーティブ・ライフ in 瑞穂」のあり方や取り組みについて企画提案すること。

5 受託者提案事業

上記のほか、「はじめよう！つづけよう！スポーティブ・ライフ in 瑞穂」の集客に寄与するイベントを実施してもかまわない。

ユニバーサルスポーツの振興を目的としたイベント 概要

1 趣旨

年齢、性別、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に楽しめるユニバーサルスポーツへの理解を深めるとともに、ユニバーサルスポーツの習慣化、市民の健康意識の向上、並びに相互の親睦を深めることを旨とする。

※参考資料「ユニバーサルスポーツをはじめよう」を参照すること。

2 日程

令和7年11月23日（日・祝）

＜事業イメージ＞

9時00分 受付

9時30分 開会式

10時00分 ユニバーサルスポーツの振興を目的としたイベント 開始

12時30分 閉会式（表彰式）

3 場所

パロマ瑞穂アリーナ 第一競技場

4 参加資格

市内在住、在学または在勤

小学生以下は保護者同伴

5 参加人数

50チーム程度の参加を見込むこと。（1チーム3名程度）

【参考】令和6年度実績：14チーム（パロマ瑞穂アリーナ 第一競技場）

令和5年度実績：22チーム（レクリエーション広場）

6 実施内容

(1) 企画

- ・委託者との協議により、イベント要項を作成すること。
- ・ボッチャを活用した年齢、性別、障害の有無にかかわらず参加者同士が交流できるボッチャ大会を企画すること。
- ・年齢、性別、障害の有無等にかかわらず誰もが楽しめる大会とするため、ボッチャの正式ルールにとらわれることなく、ルールを工夫すること。
- ・複数の部門を設けるなど、競技経験を考慮した組み合わせができるよう検討すること。
- ・会場の一部で事前応募のない来場者も参加できるユニバーサルスポーツの体験コーナーを企画すること。なお、体験コーナーで採用する種目はボッチャに限らず、来場者が気軽に体験できるものを企画すること。

- ・表彰状、景品、参加賞を用意する等、多くの参加者が積極的に取り組める仕組みとすること。
- ・運営マニュアル、進行台本等を作成し、円滑に運営できるよう努めること。
- ・事業を合理的かつ効率的に進めるため、可能な限り他の事業との連携を図ること。

(2) 申込者への対応

- ・「令和7年度スポーティブ・ライフ月間イベント等企画運営業務委託に係るプロポーザル募集仕様書」において定める広報業務と連携し、イベントの周知に努めること。
- ・事前申込制を基本とすること。(体験コーナーを除く。)
- ・受託者が、本事業用のメールアドレス及びオンラインのフォームを用意し受付を行うこと。
- ・参加者の募集については、多様な方々が申込みやすい方法で受付を行うこと。
- ・ボッチャの競技経験の有無等を把握すること。
- ・参加者多数の場合、委託者と協議の上、抽選等を行うこと。
- ・申込者との連絡調整を行うこと。
- ・障害等を理由に特別な配慮を要する申込者については、委託者と協議の上、適切に対応すること。

(3) 当日の運営

- ・参加者の待ち時間を最小限にするよう努めること。
- ・指導に長けた指導員によるルール説明等を企画すること。
- ・イベントプログラム、対戦表等を作成し、円滑な試合進行に努めること。
- ・ルール説明用紙等を作成し、初心者でもわかりやすいイベントとするよう努めること。
- ・障害等を理由に特別な配慮を要する参加者については、適切に対応するよう努めること。
- ・委託者と内容を協議のうえ、アンケートを作成し、参加者から回答を収集すること。

(4) 運営関係者

- ・イベントの賑わいに寄与するとともに、障害や性、国籍等多様性に理解がある人権感覚に優れた司会者を配置すること。
- ・競技全体の総括として、名古屋市パラスポーツ指導者協議会等に所属するボッチャの指導者講習等の経験のある者を配置し、謝金もしくは費用弁償等の支払いを行うこと。
- ・円滑な試合進行のため、各コートにパラスポーツ指導員等の競技補助員を別表の人数を参考に配置し、謝金もしくは費用弁償等の支払いを行うこと。
- ・車椅子利用者や障害者、高齢者などが参加することを想定し、参加者の介助、試合進行の補助等ができる補助員を各コートに充て、謝金もしくは費用弁償等の支払いを行うこと。
- ・その他大会運営において必要なスタッフを配置すること。

7 会場設営

- ・会場設営において、会場管理者から許可を得た備品については使用することができる。
- ・立て看板、会場サイン等を作成し、多様な方々が容易に回遊、参加できるように努めること。
- ・車椅子利用者や障害のある方が、不自由なくすれ違える動線・レイアウトとすること。
- ・車椅子利用者については、駐車場から会場への導線や競技場内に入るために必要な措置（養生等）をすること。
- ・高齢者や未就学児等、幅広い年齢層がいることを想定したレイアウトとすること。
- ・休憩エリアの設営を見込むこと。
- ・本部は、会場全体からわかるようにすること。

8 その他

ユニバーサルスポーツの振興に関するイベントの実施にかかる経費は上限額を 1,486 千円とし、請求書を作成する際には要した経費を明らかにすること。

ユニバーサルスポーツの振興に関するイベントにかかる仮設物・用品・人員・業務等

内 訳	規 格	数 量	単 位
会場施工費			
コート設営	ポッチャ指導者講習の経験がある者と協議し、準備すること	1	式
ボールセット	ポッチャ指導者講習の経験がある者と協議し、準備すること	1	式
体験コーナー設営		1	式
ユニバーサルスポーツ用具		1	式
会場設営	運営本部、休憩エリア設営（テント、机、案内板等）	1	式
清掃費		1	式
サイン作成費			
立て看板	会場入口用	2	枚
パウチサイン	会場誘導用、会場内案内用 A4サイズ	20	枚
設営撤去費		1	式
配送費		1	式
雑費		1	式
企画・制作関係費			
企画費		1	式
運営マニュアル制作費		1	式
進行台本制作費		1	式
申込者連絡調整費	申込受付、連絡調整等に要する費用	1	式
対戦表	・コート別 ・本部掲示用	1	式
ルール説明用紙		1	式
アンケート作成		1	式
選手・関係者識別ツール	選手や関係者が特定できる名札、シール等	1	式
イベントプログラム	・掲示用 B2×1 ・配布用 A4×参加者及び関係者分	1	式
賞	賞状・景品・参加賞等	1	式
雑費		1	式
運営関係費			
司会者	1名×1日	1	式
総括	1名×1日（20,000円程度を想定） 名古屋市パラスポーツ指導者協議会等に所属しポッチャの指導者講習等の経験のある者	1	式
競技補助員、補助員	コート数×各1名×1日 （1人3,000円程度を想定）	1	式
その他スタッフ	必要数×1日	1	式

送付先	納品日	送付方法	郵便番号	住 所	電話	送付状	パンフ	ポスター
116件		115(配送)						191部
スポーツ市民局スポーツ振興課 (健康増進課分実行委員用、ストックを含む) 1 (名古屋駅、金山駅、名古屋城駅、新瑞橋駅、総合リハビリ テーションセンター駅、瑞穂運動場東駅、瑞穂運動場西駅、 瑞穂区役所駅、桜山駅、八事駅の9駅20枚含む)		配送	460-0001	中区三の丸三丁目1-1(西庁舎12階)	972-3262		1,550	53
2 市政情報課(市民情報センター)		S振)文書交換		スポーツ市民局スポーツ振興課			20	1
3 千種区役所地域力推進課		配送	464-8644	千種区星が丘山手103		①	20	1
4 東区役所地域力推進課		配送	461-8640	東区 筒井1-7-74		①	20	1
5 北区役所地域力推進課		配送	462-8511	北区清水四丁目17番1号		①	20	1
6 西区役所地域力推進課		配送	451-8508	西区 花の木2-18-1		①	20	1
7 中村区役所地域力推進課		配送	453-8501	中村区松原町1丁目23番地の1		①	20	1
8 中区役所地域力推進課		配送	460-8447	中区 栄4-1-8		①	20	1
9 昭和区役所地域力推進課		配送	466-8585	昭和区阿由知通3-19		①	20	1
10 瑞穂区役所地域力推進課		配送	467-8531	瑞穂区瑞穂通3-32		①	20	1
11 熱田区役所地域力推進課		配送	456-8501	熱田区 神宮3-1-15		①	20	1
12 中川区役所地域力推進課		配送	454-8501	中川区高畑一丁目223番地		①	20	1
13 港区役所地域力推進課		配送	455-8520	港区 港明1-12-20		①	20	1
14 南区役所地域力推進課		配送	457-8508	南区 前浜通3-10		①	20	1
15 守山区役所地域力推進課		配送	463-8510	守山区小幡一丁目3番1号		①	20	1
16 緑区役所地域力推進課		配送	458-0852	緑区青山二丁目15番地		①	20	1
17 名東区役所地域力推進課		配送	465-8508	名東区 上社2-50		①	20	1
18 天白区役所地域力推進課		配送	468-8510	天白区島田二丁目201		①	20	1
19 北区橋支所区民生活課		配送	462-0012	北区楠二丁目974		①	20	1
20 西区山田支所区民生活課		配送	452-0815	西区八筋町358-2		①	20	1
21 中川区富田支所区民生活課		配送	454-0985	中川区春田三丁目215		①	20	1
22 港区南陽支所区民生活課		配送	455-0873	港区春田野三丁目1801		①	20	1
23 守山区志段味支所区民生活課		配送	463-0003	守山区下志段味一丁目1401		①	20	1
24 緑区徳重支所区民生活課		配送	458-0852	緑区元徳重一丁目401番地		①	20	1
25 千種生涯学習センター		配送	464-0072	千種区振甫町3-34		①	20	1
26 東生涯学習センター		配送	461-0004	東区葵一丁目3番21号	932-4881	①	20	1
27 北生涯学習センター		配送	462-0841	北区黒川本通2-16-3		①	20	1
28 西生涯学習センター		配送	451-0061	西区浄心一丁目1-45		①	20	1
29 中村生涯学習センター		配送	453-0044	中村区鳥居通3-1-3		①	20	1
30 瑞穂生涯学習センター		配送	467-0831	瑞穂区惣作町2-27-3		①	20	1
31 熱田生涯学習センター		配送	456-0036	熱田区熱田西町2-13		①	20	1
32 中川生涯学習センター		配送	454-0037	中川区富川町1-2-12	362-3883	①	20	1
33 港生涯学習センター		配送	455-0013	港区港陽一丁目10-18		①	20	1
34 南生涯学習センター		配送	457-0833	南区東又兵卫町5-1-10		①	20	1
35 守山生涯学習センター		配送	463-0067	守山区守山一丁目2-6	791-7161	①	20	1
36 緑生涯学習センター		配送	458-0801	緑区鳴海町字本町54	621-9121	①	20	1
37 名東生涯学習センター		配送	465-0051	名東区社が丘三丁目802		①	20	1
38 天白生涯学習センター		配送	468-0027	天白区天白町大字島田字黒石4050	802-1161	①	20	1
39 鶴舞中央図書館		配送	466-0064	昭和区鶴舞一丁目1番155号		①	0	1
40 千種図書館		配送	464-0803	千種区田代町字瓶杣1番地の137		①	0	1
41 東図書館		配送	464-0803	千種区田代町字瓶杣1番地の137		①	0	1
42 北図書館		配送	462-0037	北区志賀町4丁目60番地の31		①	0	1
43 西図書館		配送	451-0062	西区花の木二丁目18番23号		①	0	1
44 中村図書館		配送	453-0053	中村区中村町字茶ノ木25番地 中村公園文化プラザ1F		①	0	1
45 瑞穂図書館		配送	467-0012	瑞穂区豊岡通3丁目29番地		①	0	1
46 熱田図書館		配送	456-0031	熱田区神宮三丁目1番15号		①	0	1
47 中川図書館		配送	454-0874	中川区吉良町178番地の3		①	0	1
48 港図書館		配送	455-0014	港区港栄一丁目14番16号		①	0	1
49 南図書館		配送	457-0071	南区千亀通2丁目10番地の2		①	0	1
50 守山図書館		配送	463-0067	守山区守山一丁目6番1号		①	0	1
51 緑図書館		配送	458-0031	緑区旭出一丁目1104番地		①	0	1
52 名東図書館		配送	465-0012	名東区文教台二丁目205番地		①	0	1
53 天白図書館		配送	468-0054	天白区横町701番地		①	0	1
54 富田図書館		配送	454-0976	中川区服部三丁目601番地		①	0	1
55 楠図書館		配送	462-0012	北区楠二丁目974番地		①	0	1
56 南陽図書館		配送	455-0857	港区秋葉一丁目130番地の79		①	0	1
57 志段味図書館		配送	463-0811	守山区深沢一丁目101番地		①	0	1
58 山田図書館		配送	452-0815	西区八筋町358番地の2		①	0	1
59 徳重図書館		配送	458-0852	緑区元徳重一丁目401番地		①	0	1
60 名古屋美術館		配送	460-0008	中区栄二丁目17番25号		①	0	1
61 名古屋科学館		配送	460-0008	名古屋市中区栄2-17-1		①	0	1
62 イーブルなごや		配送	460-0015	中区大井町7番25号	331-5288	①	0	1
63 名古屋教育センター		配送	456-0031	熱田区神宮三丁目6番14号		①	0	1
64 名古屋教育館		配送	461-0001	東区泉1丁目1-4		①	20	1

市内公所

	送付先	納品日	送付方法	郵便番号	住 所	電話	送付状	パンフ	ポスター
65	名古屋市教育局スポーツ協会 事業課事業係 (実行委員長、予備含む)		配送	457-0833	南区東又兵エ町5丁目1-16(スポーツ振興会館5F)	614-7504		705	5
66	日本ガイシホール		配送	457-0833	南区東又兵エ町5丁目1番地の16	614-3111	①	5	0
67	日本ガイシアリーナ		配送	457-0833	南区東又兵エ町5丁目1番地の5	614-6211	①	30	2
68	パロマ瑞穂スポーツパーク(管理事務所)		配送	467-0062	瑞穂区山下通5丁目4番地	836-8200	①	30	3
69	パロマ瑞穂スポーツパーク(宿泊研修棟)		配送	467-0011	瑞穂区萩山町3-68-1	836-8210	①	30	3
70	名古屋市体育館		配送	456-0023	熱田区六野二丁目5番3号	872-6655	①	20	2
71	露橋スポーツセンター		配送	454-0022	中川区露橋二丁目14番1号	362-4411	①	20	2
72	枇杷島スポーツセンター		配送	451-0053	西区枇杷島一丁目1番2号	532-4121	①	20	2
73	稲永スポーツセンター		配送	455-0845	港区野跡五丁目1番10号	384-0300	①	5	2
74	天白スポーツセンター		配送	468-0051	天白区植田三丁目1502番地	806-0551	①	20	2
75	緑スポーツセンター		配送	458-0033	緑区相原郷一丁目2901番地	891-7775	①	20	2
76	北スポーツセンター		配送	462-0021	北区成願寺一丁目6番12号	917-0501	①	20	2
77	中村スポーツセンター		配送	453-0053	中村区中村町字待屋43番地の1	413-8021	①	20	2
78	名東スポーツセンター		配送	465-0067	名東区宿高町入子高町子勢子初307番地の1	705-4948	①	20	2
79	千種スポーツセンター		配送	464-0808	千種区星が丘山手121番地	782-0700	①	20	2
80	中スポーツセンター		配送	460-0008	中区栄一丁目30番10号	232-2327	①	20	2
81	東スポーツセンター		配送	461-0047	東区大幸南一丁目1番10号	723-0411	①	20	2
82	昭とスポーツセンター		配送	466-0000	昭和区吹上二丁目6番15号	733-6831	①	20	2
83	守山スポーツセンター		配送	463-0801	守山区竜泉寺二丁目112番地	792-7066	①	20	2
84	志段味スポーツランド		配送	463-0018	守山区桜坂五丁目105番地	736-3766	①	20	2
85	鳴海プール		配送	458-0847	緑区浦里一丁目66番地	891-9314	①	5	1
86	香流橋プール		配送	464-0002	千種区香流橋一丁目2番35号	773-5311	①	20	1
87	南陽プール		配送	455-0855	港区藤前四丁目701番地	303-2015	①	20	1
88	富田北プール		配送	454-0981	中川区吉津四丁目3201番地	431-8991	①	20	1
89	黒川スポーツトレーニングセンター		配送	462-0844	北区清水四丁目17番17号	982-2770	①	20	1
90	上社レクリエーションルーム		配送	465-0025	名東区上社1-802(上社ターミナルビル3階)	771-0021	①	20	1
91	名城庭球場		配送	462-0846	北区名城一丁目3-3	911-1031	①	20	1
92	青少年交流プラザ		配送	462-0845	北区柳原三丁目6-8	991-8440	①	0	1
93	青少年宿泊センター		配送	459-8001	緑区大高町字蛸池4-6	624-4401	①	0	1
94	名古屋市公会堂		配送	466-0064	昭和区鶴舞一丁目1-3	731-7191	①	0	1
95	名古屋市障害者スポーツセンター		配送	465-0055	名東区勢子坊二丁目1501	703-6633	①	20	1
96	名古屋市福祉スポーツセンター		配送	467-0041	瑞穂区弥富町密柑山1番地の2	835-3881	①	20	1
97	Niterra日本特殊陶業市民会館(名古屋市民会館)		配送	460-0022	中区金山一丁目5-1	331-2141	①	0	1
98	庄内緑地グリーンプラザ		配送	466-0064	西区山田町大字上小田井字敷地3527	503-1010	①	0	1
99	名古屋市民公園案内センター		配送	451-0000	昭和区鶴舞一丁目1-166	732-4398	①	0	1
100	名古屋市政資料館		配送	461-0011	東区白壁1-3	953-0051	①	20	1
101	東山テニスセンター		配送	468-0071	天白区天白町大字八事字裏山60-19	832-1115	①	20	1
102	テラスポ鶴舞		配送	466-0064	昭和区鶴舞1丁目1番地156号	745-8545	①	0	1
103	(公財)愛知県教育・スポーツ振興財団		配送	460-0007	中区新栄一丁目49-10 愛知県教育会館内	242-1500	①	0	1
104	愛知県体育館		配送	460-0032	中区二の丸1-1	971-2516	①	20	1
105	愛知県武道館		配送	455-0078	港区丸池町一丁目1-4	654-8541	①	20	1
106	熱田神宮公園管理事務所		配送	456-0027	熱田区旗屋一丁目10-45	681-5204	①	0	1
107	愛知県中央県民生活プラザ		配送	460-8501	中区三の丸3-1-2 自治センター	962-0999	①	0	1
108	名古屋港管理組合		配送	455-0032	港区港町1-11	661-4111	①	0	1
109	名古屋女子大学・短期大学部		配送	467-8610	瑞穂区夕路町3-40	852-1111	②	0	1
110	愛知みずほ大学		配送	467-8521	瑞穂区春鼓町2-13	882-1811	②	0	1
111	日本福祉大学		配送	470-3295	愛知県知多郡美浜町大字奥田字会下前35番6		②	0	1
112	名古屋市女性レクリエーション/バレーボール連絡協議会		配送	463-0088	守山区鳥神町279		②	0	1
113	名古屋市レクリエーションインディアカ連絡協議会		配送	457-0841	南区豊田一丁目19-38		②	0	1
114	陸上競技協会		配送	454-0044	中川区荒越町1-3-1 シティコーポあらこし1-303		②	0	1
115	トヨタ自動車株式会社 スポーツ強化・地域貢献部 ラグビー事業T トヨタヴェルブリッツ		配送	470-0344	愛知県豊田市保見町井ノ向57-230		②	0	1
116	瑞穂文化小劇場		配送	467-0012	瑞穂区豊岡通3丁目29番地	852-7001	②	0	1

関係団体
イベント・
ブース出
展者

2024スポーティブ・ライフ月間

はじめよう！つづけよう！
スポーティブ・ライフ in 瑞穂

実施報告書

初稿 2024.12.11
最終稿 2024.12.18

1. 開催概要	・・・2
2. 全体の参加者数	・・・3
3. イベント全体のスケジュール	・・・4
4. スポーツイベント （提案事業）	
スケートボード体験会	・・・5
BMX体験会	・・・6
パルクール体験会	・・・7
（スポーツ体験広場）	・・・8
（記録に挑戦）	・・・9
（でらスポ☆スタジアム）	・・・10
（eスポーツイベント）	・・・11
（セパタクロー体験会）	・・・12
5. ステージイベント（一部提案事業）	・・・13～14
6. ブースイベント	・・・15～16
7. 野球場無料開放	・・・17
8. その他（アジア・アジアパラ競技大会のPRとなる イベント等の企画・運営）	・・・18
9. キッチンカー	・・・19
10. イベント事業業務内容	・・・20～21
11. サイン看板、会場設営・撤去	・・・22
12. 広報業務等	・・・23
13. その他の取組み	・・・24

タイトル	はじめよう！つづけよう！スポーツ・ライフin瑞穂
主催	スポーツ・ライフ月間等実行委員会 「構成団体」 名古屋市、公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会、 株式会社瑞穂LOOP-PFI、シンコースポーツ株式会社、社会福祉法人名古屋市総合 リハビリテーション事業団、愛知スイミング・大成共同事業体、 守山エス・アンド・エス株式会社、株式会社JPN、TAC・テルウェル共同事業体
開催日	令和6年11月23日（土・祝）
時間	9:00～15:00（少雨決行）
会場	パロマ瑞穂北陸上競技場、パロマ瑞穂アリーナ、パロマ瑞穂野球場
参加費	無料
アクセス	「名古屋駅方面から」 名古屋市営地下鉄桜通線「瑞穂運動場西」下車、2番出口から徒歩10分 「金山駅方面から」 名古屋市営地下鉄名城線「瑞穂運動場東」下車、3番出口から徒歩10分 「市バスをご利用の方」 栄 20 栄 ←→ 新瑞橋「瑞穂公園」又は「瑞穂図書館」下車、徒歩10分 栄 20 栄 ←→ 瑞穂運動場東「田辺通四丁目」又は「瑞穂運動場東」下車、徒歩10分 金山14 金山 ←→ 瑞穂運動場東「瑞穂運動場東」下車、徒歩10分 金山15 金山 ←→ 瑞穂運動場東「瑞穂グランド」下車、徒歩10分 金山16 金山 ←→ 瑞穂運動場東「田辺通四丁目」又は「瑞穂運動場東」下車、徒歩10分 瑞穂巡回 新瑞橋 ←→ 新瑞橋「瑞穂グランド」下車、徒歩10分 神宮11 名鉄神宮前 ←→ 島田一ツ山又は相生山住宅「瑞穂運動場西」又は「弥富通 一丁目」下車、徒歩15分



はじめよう！つづけよう！スポーティブ・ライフin瑞穂 来場者数

会場	種目		来場者数
北陸上競技場	スポーツ体験広場	レクバレー	165
		レク・インディアカ	80
		スナッグゴルフ	35
		車いすバスケ	156
	記録に挑戦	50m走	312
		走り幅跳び	258
		ボーテックス投げ	123
	その他 スポーツイベント	スケートボード体験	90
		BMX体験	162
		パルクール体験	150
		アジア・アジアパラ競技大会PRクイズラリー	150
		でらスポ☆スタジアム	388
		ソフトボール体験会	250
		東山一万歩ウォーキング	18
	ブースイベント	名古屋市スポーツ市民局	681
		名古屋市健康福祉局健康増進課・保険年金課	163
		アジア・アジアパラ競技大会	76
		(公財)名古屋市教育スポーツ協会	182
		愛知みずほ大学	199
		名古屋女子短期大学短期大学部保育学科	265
		日本福祉大学 ユニバーサルスポーツ	167
		名古屋市立大学	55
	ステージイベント	なごや健康体操	350
		トップアスリートによるスポーツトークライブ	88
		ダンスステージ①	200
		ダンスステージ②	250
		レッツエンジョイスports絵画コンテスト絵画コンテスト2024表彰式	66
		中部電力パワーグリッド第66回なごや市民スポーツ祭閉会式	60
		体育功労者表彰	40
アリーナ	eスポーツイベント		125
	ラジオ体操in瑞穂		86
	やろまい!!ポッチャ		200
	ユニバーサルスポーツ体験コーナー		180
	セパタクロー体験		139
野球場	無料開放		310
計			6,219

[illegible]

(1)スケートボード体験会

- ・講師
伊藤 弘憲 + 1名
- ・運営スタッフ
2名
- ・参加者数

部	1部	2部	3部	4部	5部	6部	合計参加人数
時間	10:00～10:20	10:25～10:45	10:50～11:10	11:15～11:35	11:40～12:00	12:05～12:25	
事前申込者数	5名	5名	5名	5名	5名	5名	30名
参加者数	3名	3名	5名	5名	5名	4名	25名

●サイン看板 A3ラミネイト



●記録写真

●所感

事前申込制で実施したが、計5名が欠席のため一部定員に達しない状況で体験会を実施した。運営中は保護者の方にも参加者の近くで見学していただき、スケートボードが実施エリア外に出ないように注意した。

●反省点

- ・参加者から、今後は体験時間をもう少し長くしてほしいと要望があった。説明や防具装着時間を考えると体験・説明時間を20分、転換5分で25分×5回実施が参加者の満足度を高めることに繋がるのではないかと思います。今後の検討事項とする。
- ・他のコンテンツと同様に今回から事前申込制で実施したため、当日の受付や列整理等で混乱は無かった。ただし欠席者が5名発生したため、今後は欠席者が発生した場合の対応を検討する必要がある。

(2)BMX体験会

- ・講師
勅使川原 大地 + 2名
- ・運営スタッフ
2名
- ・参加者数

部	1部	2部	3部	4部	5部	6部	合計参加人数
時間	13:00～13:15	13:20～13:35	13:40～13:55	14:00～14:15	14:20～14:35	14:40～14:55	
事前申込者数	10名	10名	11名	10名	7名	6名	54名
参加者数	9名	8名	8名	10名	6名	5名	46名

●サイン看板 A3ラミネイト



●記録写真

●所感

事前申込制で実施したが8名が欠席のため、一部定員に達しない状況で体験会を実施した。参加者の技量はバラバラであったが、基本的な操作・動作に重点を置いた内容で実施した。参加者1名が転倒しケガ（擦り傷）をしたため救護室で対処した以外に、大きな事故やケガ無く終了した。

●反省点

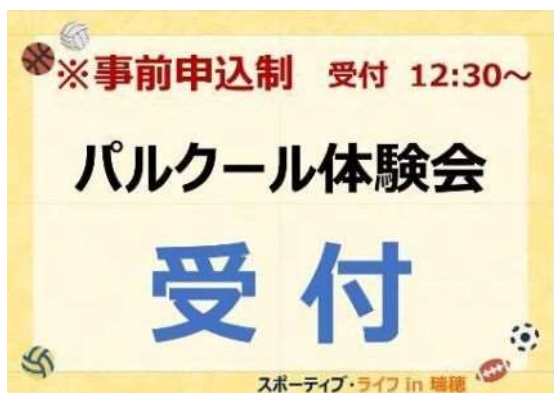
- ・体験時間が15分だったため、参加者から今後は体験時間を長くしてほしいと要望があった。説明や防具装着時間と考え、体験・説明時間を25分、転換5分の30分×4回実施が参加者の満足度も高くなると思うので、今後の検討事項とする。
- ・今回から事前申込制で実施したため、当日の受付や列整理等で混乱は無かった。ただし欠席者が8名発生したため、今後は欠席者が発生した場合の対応を検討する必要がある。

(3)パルクール体験会

- ・講師
パルクールチーム「スペモン」メンバー 3名
- ・運営スタッフ
2名
- ・参加者数

部	1部	2部	3部	4部	5部	合計参加人数
時間	13:00～13:20	13:25～13:45	13:50～14:10	14:15～14:35	14:40～15:00	
事前申込者数	10名	10名	10名	10名	10名	50名
参加者数	9名	8名	9名	10名	10名	46名

●サイン看板 A3ラミネイト



●記録写真

●所感

事前申込制で実施したが、計4名が欠席のため一部定員に達しない状況で体験会を実施した。参加者のほぼ全員がパルクール初心者であったが、基本動作に特化した内容のため円滑に運営することができた。YoutubeやInstagram等でスペモンのことを知っている参加者も多く、チームの認知度の高さを感じた。

●反省点

- ・準備運動を丁寧に実施するため体験会の時間設定を30分間（5分準備運動、20分体験会、5分転換）にした方がよいとメンバーから提案があった。今後の検討事項とする。
- ・今回から事前申込制で実施したため、当日の受付や列整理等で混乱はなかった。ただし欠席者が4名発生したため、今後は欠席者が発生した場合の対応を検討する必要がある。

(4)スポーツ体験広場（レクバレー、レク・インディアカ、スナッグゴルフ、車いすバスケットボール）
・講師

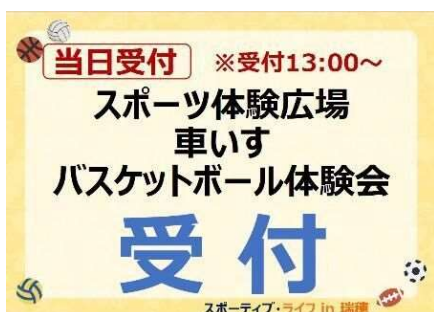
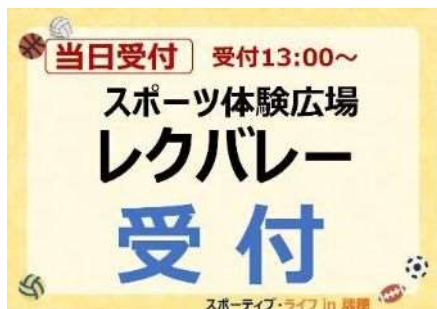
レクバレー：名古屋市女性レクリエーションバレーボール連絡協議会 48名

レク・インディアカ：名古屋市レクリエーションインディアカ 24名

スナッグゴルフ：尾張スナッグゴルフ協会 3名

車いすバスケットボール：社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団 14名

●サイン看板 A3ラミネイト



●記録写真

(5)記録に挑戦（50m走、走り幅跳び、ボーテックス投げ）

・講師

名古屋市陸上競技協会 45名

●サイン看板 A3ラミネイト



●記録写真

(6)でらスポ☆スタジアム

・参加チーム（全7チーム）

ウルフドッグス名古屋（バレーボール）

ファイティングイーグルス名古屋（バスケットボール）

名古屋ダイヤモンドドルフィンズ（バスケットボール）

名古屋オーシャンズ（フットサル）

名古屋グランパス（サッカー）

中日ドラゴンズ（野球）

HC名古屋（ハンドボール）

※デンソーブライトペガサスによるソフトボール体験会も、でらスポ☆スタジアムとは別に実施

●サイン看板 A3ラミネイト

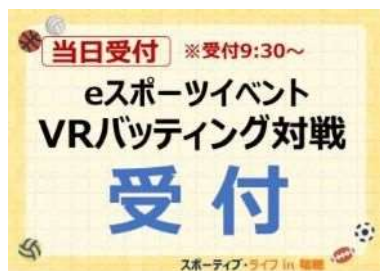


●記録写真

(7)eスポーツイベント「VRバッティング対戦」

- ・講師
愛知工科大学工学部情報メディア学科 山高研究所 山高正烈教授 + 生徒7名
- ・運営スタッフ
2名

- サイン看板 A3ラミネイト



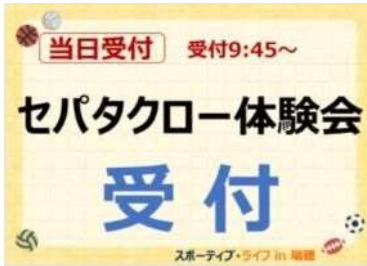
- 記録写真

(8)セパタクロー体験会

・講師

日本セパタクロー協会 矢野順也

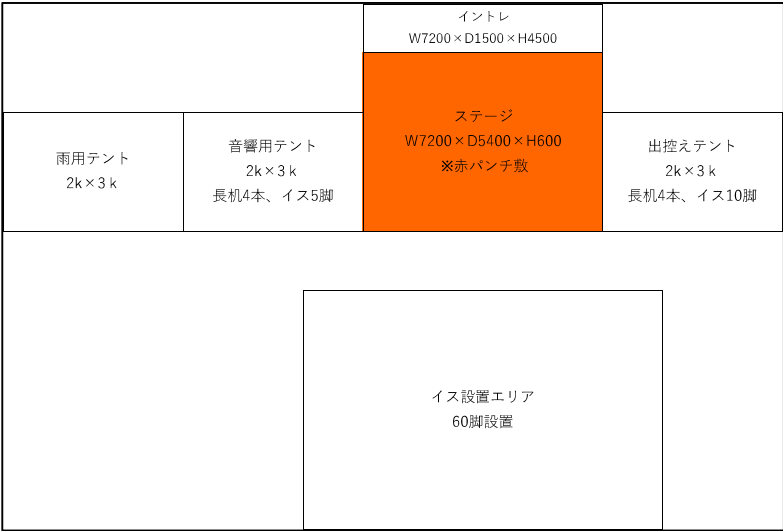
- サイン看板 A3ラミネイト



- 記録写真

- (1)運営体制
- ・進行ディレクター 1名
 - ・進行AD 1名
 - ・音響オペレーター 2名
 - ・司会者 1名

(2)ステージ平面図



(3)ステージスケジュール

時間	内容	出演	司会
9:00～ 9:15	オープニング みんなで参加！ご当地体操 “なごや健康体操”	-	丹羽真由実
9:45～ 10:30	バランスボールダンス	(一社) 体カメンテナンス協会	丹羽真由実
11:00～ 11:45	キッズダンス	ダンススクール KIDS♡ HEART	丹羽真由実
12:30～ 13:00	トップアスリートによるスポーツトーク ライブ	パラバドミントン 伊藤則子さん＆今井大湧さん ファシリテーター 児玉友さん	丹羽真由実
13:00～ 14:00	レッツエンジョイスポーツ 絵画コンテスト2024 表彰式		丹羽真由実
14:00～ 15:00	中部電力パワーグリッド 第66回なごや市民スポーツ祭閉会式 体育功労者表彰		丹羽真由実

(4)記録写真

(1)出展者数・ブース配置
9団体（クイズラリー含む）が出展（1.5k×2kテントを13張設置）



ブースNo.	出展者	実施内容
0	総合案内	総合案内・東山一万歩ウォーキング記念品引換所
1	名古屋市スポーツ市民局	スポーツ市民局内の施策PR 360度VR「きけん予知」体験 俊敏性を測ることができる測定器（クイックアーム）を用いたゲーム体験
2	名古屋市健康福祉局	・ロコモ度テスト（立ち上がりテスト） ・ベジチェック（野菜摂取充実度チェック） ・なごや健康マイレージ（イベント啓発）
3	総務局アジア・アジアパラ競技大会推進課	第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会のパンフレット配布 小中学生向けPRチラシの配布 オリジナル缶バッジの作成、マスコットパネルの展示、大会認知度アンケートの実施
4	アジア・アジアパラ競技大会PRクイズラリー	パーク全体にクイズを4問設置。全てに回答した方は抽選に参加いただく
5	（公財）名古屋市教育スポーツ協会	絵画コンテスト入賞作品の展示 モルック体験コーナー チラシ等の配架
6	愛知みずほ大学	体力測定 （反応自慢、握力自慢、柔軟さ自慢、腹筋自慢）
7	名古屋女子大学短期大学部保育学科	身近なものを利用した、 簡単につくって身体を動かす体験コーナー
8	日本福祉大学	誰もが楽しめるユニバーサルスポーツ （卓球バレー・ユニバーサルボッチャなど）
9	名古屋市立大学大学院看護学研究科	健康チェック（握力、血圧、脈拍、体重、基礎代謝、 体脂肪率、皮下脂肪率、内臓脂肪レベル、骨格筋率）

(2)ブース表示板 W900×H300

総合案内	でらスポ☆スタジアム ノベルティ引換ブース	名古屋市 スポーツ市民局
名古屋市健康福祉局 健康増進課・保険年金課	第20回アジア競技大会 ・第5回アジアパラ競技大会PR	アジア・アジアパラ競技大会 PRクイズラリー
（公財）名古屋市教育スポーツ協会 （モルック体験コーナー）	レッツエンジョイスports絵画コンテスト 2024入賞作品展示	愛知みずほ大学
名古屋女子大学 短期大学部保育学科	日本福祉大学 ユニバーサルスポーツ	名古屋市立大学 大学院看護学研究科

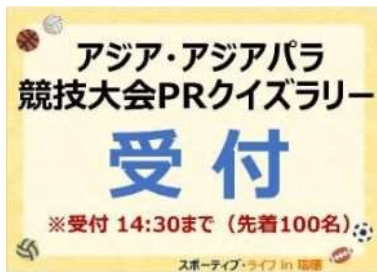
(3)記録写真

(1)野球場無料開放

(1)アジア・アジアパラ競技大会PRクイズラリー

- ・運営スタッフ
1名+ボランティアスタッフ（午前1名、午後1名）
- ・参加人数
100名（抽選参加者87名）

●サイン看板 A3ラミネイト

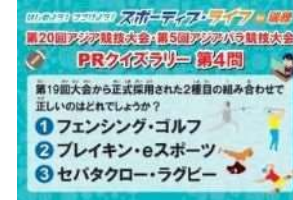
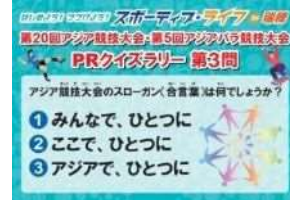


賞	玉色	賞品	本数
特賞	金	★公式ライセンスグッズ詰め合わせ (ボールペン・メモ帳・ネックストラップ・アクリルキーホルダー)	2
1等	紫	★公式ライセンスグッズ マグカップ	3
2等	赤	★公式ライセンスグッズ 文具セット(ボールペン&メモ帳)	5
3等	緑	★公式ライセンスグッズ アクリルキーホルダー	5
4等	青	★公式ライセンスグッズ ネックストラップ	5
5等	黄色	★公式ライセンスグッズ 文房具	80

●回答用紙 A4



●クイズ問題 A3ラミネイト



●記録写真

●所感

たくさんの方に参加していただくため、家族連れやグループの来場者に積極的な声かけを行った。クイズ問題は北陸上競技場内に2問、野球場に1問、アリーナ正面玄関横に1問設置。抽選参加率は87%で前年よりも大きく増加した。子どもだけではなく親子で参加する割合が多く、正答率も高かった。

●反省点

途中で棄権する参加者が10%程度いたため、棄権者を減らす方策は今後検討する必要がある（アリーナは遠すぎるという声も多かった）。

(1)概要

- ・出店時間 9:00～15:00
- ・出店店舗 ① 未来屋 ② K's Pit Food Trucks ③ Kitchen Car Production
- ・出店場所 北陸上競技場臨時駐輪場

(2)当日の売上

- ① 未来屋 86,700円
- ② K's Pit Food Trucks 84,400円
- ③ Kitchen Car Production 92,100円



●記録写真



未来屋



K's Pit Food Trucks



Kitchen Car Production

●反省点

朝の段階で使用水用タンクが各店舗で配置がされておらず、保健所職員から指摘があった後に手配をかけ、昼頃に各店舗に配置が完了した。各事業者への事前周知の徹底を行い、再発防止に努めたい。

(1)全体計画の立案

①進行スケジュール

契約期間中の全体スケジュール、広報業務等スケジュール、前日設営～当日撤去までの詳細スケジュールを作成した。

②会場レイアウト

効果的な集客と誘導、回遊性の向上が図れるようにレイアウト図面を適宜更新した。

③当日マニュアル

各イベントの運用方法、使用備品、緊急時対応等を記載したマニュアルを作成した。

④ステージ進行台本

委託者より提供された式典原稿も含めたステージ進行台本を作成した。



運営マニュアル



ステージ進行台本

(2)全体計画の更新

レイアウトやスケジュール、手配備品等の全体計画の適宜見直しを行った。



(3)連絡体制

専用のメールアドレス (sportivelife2024@congre.co.jp) を設定し、受託者の関係者全員がメールアドレスを共有した。

(4)出展にかかる調整

委託者より提供されたブース出展者情報を整理し、必要な備品の手配、レイアウト図面の作成を行った。

効率的に費用を削減するために、会場備品の在庫調査を行い、会場備品の使用を前提に備品計画を作成した。

No.	品名	数量	単位	備考	手配担当	保管先倉庫（数字は保管数）
1	ステージ	1	式	W7200×D5400×H600	コングレ	
2	ステップ	4	個	H600用	コングレ	
3	ステージタイトル看板	1	枚	W2700×H900、イントレ含む	コングレ	
4	テント（音響用）	1	張	2k×3k、四方囲い、ウエイト含む	会場備品	1番
5	テント（雨天用）	1	張	2k×3k、四方囲い、ウエイト含む	会場備品	1番
6	テント（出控え用）	1	張	2k×3k、四方囲い、ウエイト含む	会場備品	1番
7	テント側幕	20	軒	音響・出控えテント用	コングレ	
8	テント側幕	1	式	ステージバック隠し用	コングレ	
9	長机	8	本	W1800×D600	会場備品	1番×10、2番×4 5番×2、6番×2
10	パイプイス	75	脚	客席60、出演者控え10、音響5	会場備品	1番×26、2番×57 6番×17、7番×24
11	スタッキングチェア	14	脚	表彰式、トークライブ用	会場備品	1番×26、5番×8、7番×61
12	音響機材	1	式	WLハンド×2、有線ハンド×2、マイクスタンド×2、CDデッキ含む	コングレ	
13	発電機	1	台	2.8kw	コングレ	
14	携行缶	1	個	ガソリン入り	コングレ	
15	電源ドラム	2	台	30m	コングレ	
16	進行台本	10	部		コングレ	
17	文房具、テープ類	1	式		コングレ	
18	音源	1	式	名古屋体操、各出演者音源	コングレ・各出演者	
19	白布	2	枚		コングレ	

スムーズな会場設営、撤去作業を実現するために、会場備品の保管先倉庫もマニュアルに記載した。

(1)サイン看板

- イベントスケジュールサイン W2,700×H1,800、イベント案内サイン W2,700×H1,800
上部タイトルサイン W1,500×H300



- ステージタイトル看板 W7,200×H900



(2)会場設営・撤去

① 床面養生

陸上競技場トラック部分を保護するためにコンパネ等による床面養生を行った。



コンパネによる養生



テント、ステージ、階段の足には全て
コンパネ養生を行った

(3)長机、イスの朝露対策

各所で使用する長机、イスの朝露対策として、各長机・イスは前日に配置せず、ステージ横テントにブルーシートを巻いた状態でまとめて保管し、翌日朝に各所へ配置した。この対応により朝露をふき取る作業が発生せず、スムーズな運営開始をすることができた。



翌朝の長机、イスの移動をスムーズに行うために、各長机、イスには使用場所のテープを貼り
使用場所ごとにまとめて保管した。

(1)パンフレットの作成と送付

・A3パンフレットを5,000部作成。各区の地域力推進課、生涯学習センター、スポーツ施設等76の施設・団体に送付した。

(2)ポスターの作成と送付

・B3ポスターを200枚作成。各区の地域力推進課、生涯学習センター、図書館、関係団体等119の施設・団体に送付した。

(3)X（旧Twitter）での広報

・10/3よりポスト（投稿）を行った。
・出演者にも本イベントに関するポストを依頼した。

(4)指定管理施設の名古屋国際会議場、ポートメッセなごやでの広報

・受託者が指定管理を行う2施設においてパンフレット、ポスターの配架を行った。

(5)ICT等を活用した広報

・イベント情報掲載サイトの「いこ〜よ」「ALLEVENT」「おやこイベント.com」にて本イベントの広報を行った。

● A3 パンフレット／表面



● A3 パンフレット／中面



● B3 ポスター



● 公式X



● 指定管理施設



ポートメッセなごや

名古屋国際会議場

● イベント情報掲載サイト



ALLEVENT



いこ〜よ



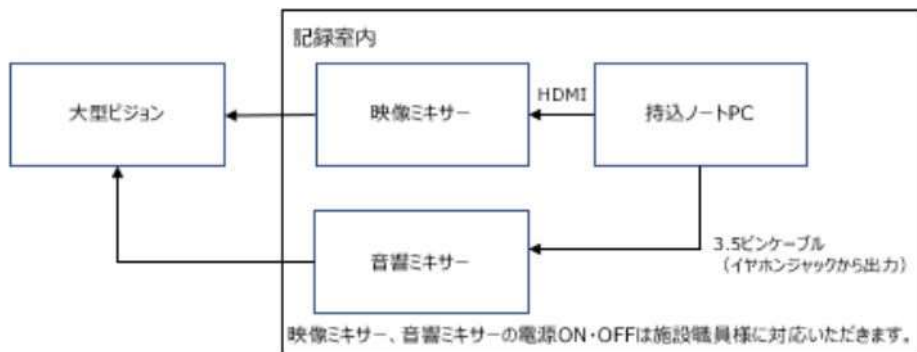
親子イベント.com

(1)大型映像装置の活用

北陸上競技場の大型映像装置を使用し、各種の案内表示を行った。

① 機材の接続

事前に調査を行い、接続端子や音声等について確認を行った。



映像ミキサー



HDMIとイヤホンジャックで各ミキサーへ接続する

(2)QRコードによる北陸上競技場マップ等の案内

北陸上競技場のイベントが午前と午後で大きく変更されるため、それぞれのイベントマップ、スケジュール及び飲食に関する注意事項が表示されるQRコードを作成し、北陸上競技場入口、総合案内等に掲出した。



QRコード



A3ラミネイトで掲出



はじめよう！つづけよう！スポーティブ・ライフ in 瑞穂
やろまい!!ボツチャ

実施報告書

最終稿 2025.1.14

1、概要	・・・1
2、開催概要の作成、参加者の募集・調整	・・・2～3
3、スケジュール、運営、設営等	・・・4～5
4、ユニバーサルスポーツ体験会	・・・6
5、サイン関係	・・・7
6、印刷物関係	・・・8～9
7、運営関係	・・・10
8、手配物関係	・・・11
9、記録写真	・・・12～13

○開催概要

タイトル	やろまい!!ポッチャ
主催	スポーティブ・ライフ月間等実行委員会
協力	日本福祉大学スポーツ科学部、名古屋市障がい者スポーツ指導者協議会
開催日	令和6年11月23日（土・祝）
時間	9:00～13:00（雨天決行）
会場	パロマ瑞穂アリーナ 第1競技場
参加	参加無料（事前申込制）
アクセス	「名古屋駅方面から」 名古屋市営地下鉄桜通線「瑞穂運動場西」下車、 2番出口から徒歩10分～15分 「金山駅方面から」 名古屋市営地下鉄名城線「瑞穂運動場東」下車、 3番出口から徒歩3分～10分



○開催要項

参加方法	事前申込制（申込期間 令和6年10月1日～10月31日）
参加対象	名古屋市在住・在学・在勤 年齢制限なし、小学生以下は保護者同伴
定員	1チーム3名、チームは小学生だけでも編成可
クラス	【ビギナークラス】 10チーム/4コート 新聞紙などの的を狙って得点を競い、対戦する形式です。 2グループでの総当たり戦で行い、各グループでの勝ち数の一番多いチームが優勝です。 【チャレンジクラス】 6チーム/3コート コートはP9のとおり。 正式なポッチャルールに準じて行います。 総当たり戦で行い、勝ち数の一番多いチームが優勝です。
表彰	【ビギナークラス】 （グループ内）優勝、準優勝、 （クラス内）当日賞、これから伸びるで賞 【チャレンジクラス】 （クラス内）優勝、準優勝、当日賞、これから伸びるで賞

(1) 開催要項の作成

- ・貴市と協議し、取りまとめを行った。

(2) 参加者の募集・調整

- ・貴市と協議し、ポッチャ独自のパンフレットは作成せず、全体パンフレット（A3両面）、ポスター（B3）での告知とした。

参加者の募集は貴市が行い、貴市から提供された応募リストをもとに参加者との連絡調整を行った。

● A3パンフレット/表面



● B3ポスター



● A3パンフレット/中面 (縦)



(3) 事前申込状況

- ・チャレンジクラス6組16名、ビギナークラス10組28名の申込みがあった。
 - ※当日朝の連絡で、体調不良によりビギナークラス1チーム 2名がキャンセルとなった。
 - ※当日未連絡で、ビギナークラス1チーム 2名が不参加となった。
 - ※結果、リーグ戦は14チーム 40名の参加であった。

(4) 参加者との連絡調整

- ・申込者には当選通知をメール（sportivelife2024@congre.co.jp）で送付した。
- ・事前キャンセルやその他問合せについても、上記アドレスへ連絡するよう周知した。
- ・事前キャンセル連絡は1件のみであった。

●当選通知

チャレンジクラス（表面）

スポーツライフ in 福岡「やろまい!!」ポッチャの当選おめでとうございます。

当選の結果、**チャレンジクラス**にご参加いただけます。

イベントの詳細については、以下の通りになります。

1 日 時 令和 6 年 11 月 23 日（土曜日・祝日） 受付 9 時 00 分から 9 時 30 分

（スケジュール予定）
時間 は 自由です。当日の状況により時間が前後する場合があります。
9 時 30 分 ラジオ体操 in 福岡
10 時 00 分 やろまい!! ポッチャ開始
12 時 30 分 閉会式・表彰式

2 受付場所 パロマ福岡アリーナ 第1競技場入口

3 服装、持ち物 運動のできる服装、体育館シューズかスリッパ、タオル、飲み物、マスク等
※靴を履き替えていただく際は、外靴を袋に入れて持ち歩いていただきますので、ご了承ください。
※荷物、貴重品等については各自で管理してください。

（その他）
○引手番以外の方も見学できます。（指定された場所でお願いたします。）
○当日欠席の場合は、11 月 22 日までに sportivelife2024@congre.co.jp までご連絡いただきますようお願いいたします。
○資料用として、本イベントで撮影する写真を、ウェブサイト、印刷物等に使用する場合があります。あらかじめご了承ください。
○状況により、進行日程、表彰区分等につきまして、一部内容を変更して実施させていただく場合がございますので、ご理解おいただきますようお願いいたします。

チャレンジクラス（裏面）

「アクセス」
●地下鉄有明線「福岡運動場駅」駅下車、3 番出口より徒歩約 10 分
●地下鉄有明線「福岡運動場駅」駅下車、2 番出口より徒歩約 15 分

ビギナークラス（表面）

スポーツライフ in 福岡「やろまい!!」ポッチャの当選おめでとうございます。

当選の結果、**ビギナークラス**にご参加いただけます。

イベントの詳細については、以下の通りになります。

1 日 時 令和 6 年 11 月 23 日（土曜日・祝日） 受付 9 時 00 分から 9 時 30 分

（スケジュール予定）
時間 は 自由です。当日の状況により時間が前後する場合があります。
9 時 30 分 ラジオ体操 in 福岡
10 時 00 分 やろまい!! ポッチャ開始
12 時 30 分 閉会式・表彰式

2 受付場所 パロマ福岡アリーナ 第1競技場入口

3 服装、持ち物 運動のできる服装、体育館シューズかスリッパ、タオル、飲み物、マスク等
※靴を履き替えていただく際は、外靴を袋に入れて持ち歩いていただきますので、ご了承ください。
※荷物、貴重品等については各自で管理してください。

（その他）
○引手番以外の方も見学できます。（指定された場所でお願いたします。）
○当日欠席の場合は、11 月 22 日までに sportivelife2024@congre.co.jp までご連絡いただきますようお願いいたします。
○資料用として、本イベントで撮影する写真を、ウェブサイト、印刷物等に使用する場合があります。あらかじめご了承ください。
○状況により、進行日程、表彰区分等につきまして、一部内容を変更して実施させていただく場合がございますので、ご理解おいただきますようお願いいたします。

ビギナークラス（裏面）

「アクセス」
●地下鉄有明線「福岡運動場駅」駅下車、3 番出口より徒歩約 10 分
●地下鉄有明線「福岡運動場駅」駅下車、2 番出口より徒歩約 15 分

(1) スケジュール

前日：11月22日（金）

時間	内容
11:00～12:00	コングレススタッフ会場入り。資材搬入
12:00～13:00	第一競技場へポッチャで使用する会場備品の移動及び設置を行う ※第二競技場へセパタクローで使用する会場備品を移動させる （セパタクロー備品は移動のみ行う）
13:00～16:00	第一競技場の設営開始 ・コートテープ貼り ・ホワイトボード等の配置 ・受付機の設置 ・音響機材の確認 ・当日の運営フローの確認
16:00	最終チェック後、前日準備作業完了

本番：11月23日（土・祝）

時間	内容
8:00	コングレススタッフ会場入り。（アリーナの中へは、西口の北の入口より入館する。） 担当箇所のチェック ※その他のコート、受付、備品設置については前日準備
8:55～9:00	オールスタンバイ 荒賀先生、兒玉先生、審判員会場入り
9:00～9:30	出場チームの受付
9:30～9:50頃	ラジオ体操in瑞穂 実施
9:50頃～10:00	転換
10:00～10:15	開会式
10:15～12:00	やろまい!!!ポッチャ 競技実施
12:00～12:15	集計
12:15～12:30	閉会式
12:30～13:30	撤収作業

(1) 実施内容

【実施時間】

10:00～12:30

【会場】

右図のとおり

【受付】

事前申込不要の当日参加受付

【参加者数】

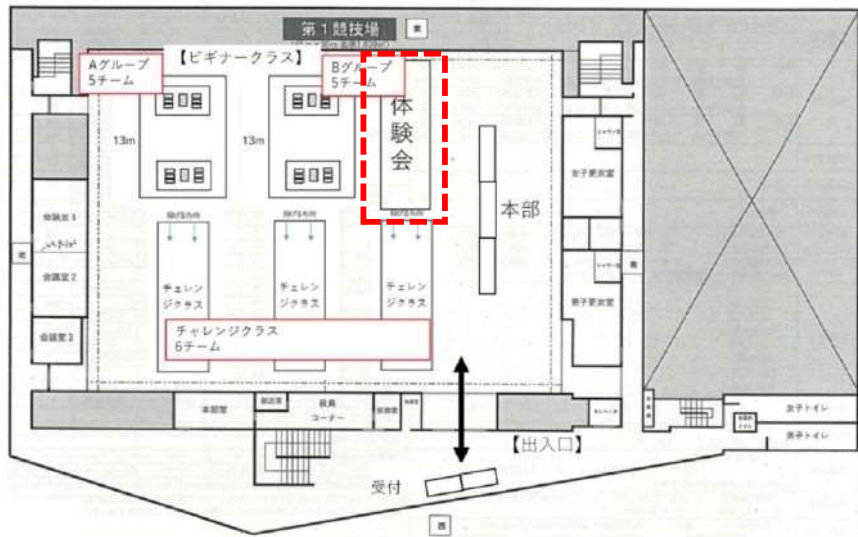
60名

【運営】

日本福祉大学学生 2名

【参加賞】

参加者へは委託者が手配した2026愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会オリジナル缶バッジを参加賞として進呈した。



(2) ルール

あいちボッチャ協会の荒賀先生、日本福祉大学の兒玉先生と事前協議を行い、ルールを設定した。

●ルール表

ルール
集まった人数や年齢等を考慮してルールを変更して行います。

1ゲーム
(フーフ使用)
※1ゲーム目

- じゃんけんして赤球チーム、青球チームを決める
(先攻:赤 後攻:青)
- 投球線から5m先にあるフーフ内に向かって赤球から交互に投げる (赤、青6球ずつ)
- フーフ内に入ったボールを数え、1球1点として計算する

2ゲーム

- 赤チームがジャックボール(白球)を投げる
- 赤チームがジャックボールめがけてボールを投げる
- 青チームがジャックボールめがけてボールを投げる
- それ以降、赤チーム、青チーム交互に投げる。各6球投げ終わったら終了。
- ジャックボールから1番近いボールのチームが勝ち
- 点数は、負けたチームは0点、勝ったチームはジャックボールに1番近いボールのチームの球よりジャックボールに近いボールがすべて点数となる。

3ゲーム

- 青チームがジャックボールを投げる (以降は2ゲームと赤青を入れ替え進行)

勝利
得点が高いチームを勝ちとする

ご参加者全員に参加賞をプレゼントします

(3) その他

アイマスク20枚を用意し、着用して体験することもできるようにした。
パイプ椅子を用意し、車いすに座った状態の疑似体験をできるようにした。

● 立て看板 (W600×H900)



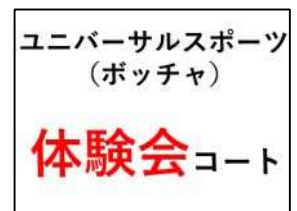
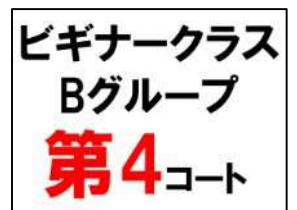
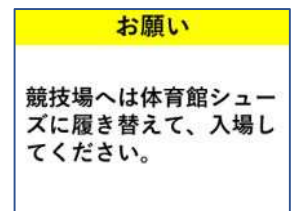
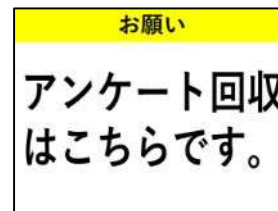
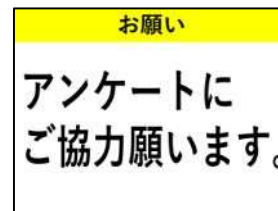
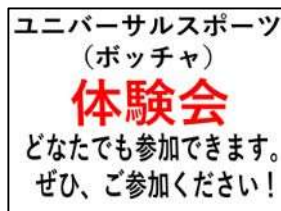
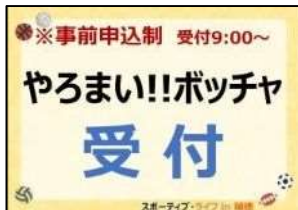
設置写真



設置写真



● 案内看板 (A3 パウチ 各1枚)



●リーグ戦対戦表（本部用：B2、各コート用：A3、報告用：A4）

ビギナークラス Aグループ						第1～第2コート		
チーム	マクロチーム	あつがる	でらなごや	DD	うさぎ	勝ち数	負け数	総得点
マクロチーム	★	10:15 第1コート	10:30 第1コート	10:45 第1コート	11:15 第1コート			
		—	—	—	—			
		—	—	—	—			
あつがる	10:15 第1コート	★	11:30 第1コート	11:15 第2コート	10:30 第2コート			
	—		—	—	—			
	—		—	—	—			
でらなごや	10:30 第1コート	11:30 第1コート	★	10:15 第2コート	10:45 第2コート			
	—	—		—	—			
	—	—		—	—			
DD	10:45 第1コート	11:15 第2コート	10:15 第2コート	★	11:30 第2コート			
	—	—	—		—			
	—	—	—		—			
うさぎ	11:15 第1コート	10:30 第2コート	10:45 第2コート	11:30 第2コート	★			
	—	—	—	—				
	—	—	—	—				
		第1コート(審判2名)		第2コート(審判2名)		休み(体験ブース利用可)		
10:15～10:30		マクロチーム VS あつがる		でらなごや VS DD		うさぎ		
10:30～10:45		マクロチーム VS でらなごや		あつがる VS うさぎ		DD		
10:45～11:00		マクロチーム VS DD		でらなごや VS うさぎ		あつがる		
11:15～11:30		マクロチーム VS うさぎ		あつがる VS DD		でらなごや		
11:30～11:45		あつがる VS でらなごや		DD VS うさぎ		マクロチーム		

ビギナークラス Bグループ						第3～第4コート		
チーム	チームかびばら	チームもろずみ	さたけっち	あやねんず	チームるい	勝ち数	負け数	総得点
チームかびばら	★	10:15 第3コート	10:30 第3コート	10:45 第3コート	11:15 第3コート			
		—	—	—	—			
		—	—	—	—			
チームもろずみ	10:15 第3コート	★	11:30 第3コート	11:15 第4コート	10:30 第4コート			
	—		—	—	—			
	—		—	—	—			
さたけっち	10:30 第3コート	11:30 第3コート	★	10:15 第4コート	10:45 第4コート			
	—	—		—	—			
	—	—		—	—			
あやねんず	10:45 第3コート	11:15 第4コート	10:15 第4コート	★	11:30 第4コート			
	—	—	—		—			
	—	—	—		—			
チームるい	11:15 第3コート	10:30 第4コート	10:45 第4コート	11:30 第4コート	★			
	—	—	—	—				
	—	—	—	—				
		第3コート(審判2名)		第4コート(審判2名)		休み(体験ブース利用可)		
10:15～10:30		チームかびばら VS チームもろずみ		さたけっち VS あやねんず		チームるい		
10:30～10:45		チームかびばら VS さたけっち		チームもろずみ VS チームるい		あやねんず		
10:45～11:00		チームかびばら VS あやねんず		さたけっち VS チームるい		チームもろずみ		
11:15～11:30		チームかびばら VS チームるい		チームもろずみ VS あやねんず		さたけっち		
11:30～11:45		チームもろずみ VS さたけっち		あやねんず VS チームるい		チームかびばら		

●リーグ戦対戦表（本部用：B2、各コート用：A3、報告用：A4）

チャレンジクラス 第1～第3コート									
チーム	メガネ	ホワイトニング	チームこたつ	おや?こ	カメックス	こだまん	勝ち数	負け数	総得点
メガネ	★	10:15 第1コート	10:35 第1コート	10:55 第1コート	11:15 第1コート	11:35 第1コート			
		—	—	—	—	—			
		—	—	—	—	—			
ホワイトニング	10:15 第1コート	★	11:35 第2コート	11:15 第2コート	10:35 第2コート	10:55 第2コート			
	—		—	—	—	—			
	—		—	—	—	—			
チームこたつ	10:35 第1コート	11:35 第2コート	★	10:15 第2コート	10:55 第3コート	11:15 第3コート			
	—	—		—	—	—			
	—	—		—	—	—			
おや?こ	10:55 第1コート	11:15 第2コート	10:15 第2コート	★	11:35 第3コート	10:35 第3コート			
	—	—	—		—	—			
	—	—	—		—	—			
カメックス	11:15 第1コート	10:35 第2コート	10:55 第3コート	11:35 第3コート	★	10:15 第3コート			
	—	—	—	—		—			
	—	—	—	—		—			
こだまん	11:35 第1コート	10:55 第2コート	11:15 第3コート	10:35 第3コート	10:15 第3コート	★			
	—	—	—	—	—				
	—	—	—	—	—				
10:15～10:30		第1コート(審判2～3名) メガネ VS ホワイトニング		第2コート(審判2名) チームこたつ VS おや?こ		第3コート(審判2名) カメックス VS こだまん			
10:35～10:50		メガネ VS チームこたつ		ホワイトニング VS カメックス		おや?こ VS こだまん			
10:55～11:10		メガネ VS おや?こ		ホワイトニング VS こだまん		チームこたつ VS カメックス			
11:15～11:30		メガネ VS カメックス		ホワイトニング VS おや?こ		チームこたつ VS こだまん			
11:35～11:50		メガネ VS こだまん		ホワイトニング VS チームこたつ		おや?こ VS カメックス			

●ルール表（本部用：B2、各コート用：A3、運営スタッフ用：A4）

ルール

新開始 しんしん

- じゃんけんて先行(赤球)を決める
- 新開始に向かうて実行から交互に打ける
- 新開始の上のりったボールを数え、1陣1点として計算する

新開始 しんしん

- 選手がジャックボールを真ん中に置く
- じゃんけんて先行(赤球)を決める
- 新開始に向かうて実行から交互に打ける
- 新開始の上のりったボールを1陣1点、ジャックボールに1陣近いボールのチームに各自加算して計算する

※両者ともジャックボールにヒットがついてくる場合は、両チームに各自加算
 ※ジャックボールが新開始から出た場合は、3次のポイントとはなし
 ※ボールが新開始に落ちている場合は、新開始上と見なす

勝利

1ゲームから3ゲームのうちの任意とし、得意の手・方角を必ずしも引かずに決めたい場合もある

順位

グループ内での戦績から順位を決める。同じ戦績の場合は、総得点で順位を決める。

勝敗

グループ内・優勝から争奪戦、クラス内・上位から争奪まで賞

表彰

各チーム最優秀選手は個人賞、各チーム最優秀チームはチーム表彰

ルール

1. じゃんけんで勝ったチームが、赤球を取り、ジャックボール(白球)を捨てる
2. 赤球チームがジャックボールめがけて球を捨てる
3. 青球チームがジャックボールめがけて球を捨てる
4. それ以降、ジャックボールから通い球チームが捨てる
5. 6球投げ終わったら終了
6. ジャックボールから1番近い球チームの勝ち
7. 足跡は、負けたチームは0点、勝ったチームはジャックボールに1番近い球チームの球からジャックボールの間にある勝ったチームの球数となる

1ラウンド

赤チーム 1点

2ラウンド

赤チーム 2点

1ゲームから4ゲームの勝敗を合計し、得点の多いチームを勝者とする。
得点の少ないチームは、7ゲーム終了時点で勝敗を決める。

勝利

勝利で試合を決定する。
勝利したチームの得点は、試合終了で勝利したチームとなる。

順位

クラス内・学年から準優勝
クラス内・学年から準優勝に選ばれる。

表彰

クラス内・全校から準賞
クラス内・全校から準賞に選ばれる。

表彰

クラス内・当日賞――当日最優秀1チーム表彰

表彰

クラス内・当日賞――当日最優秀1チーム表彰

表彰

ルール

第2次入団人数や年齢等を考慮してルールを変更して行います。

ゴールエリア

ゴール

6m

8m

1. ジャーけんしきで両チーム、背番号チームを決める
(先攻 後 後攻 先攻)
2. 投球線から5m以内にあるフライングゾーン内から投球
※ボールから足に当たる(※赤黄旗時付)
3. フライングゾーンに入ったボールを数え、
1ゴールとして計算する

フライングゾーン(直径60cm)
※1ゲーム目

2ゲーム

1. 第1チームがジャンクボール(白球)を投げる
2. 第2チームがジャンクボールの投げたボールを返げる
3. 第3チームがジャンクボールの投げたボールを返げる
4. それ以降、第1チーム、第2チーム、第3チームと繰り返す。各の投球が終わった後終了。
5. ジャンクボールから1番近いボールのチームが得点
6. 点数は、負けチームは0点、勝ったチームはジャンクボールに1点となる
7. 負けチームの得点よりジャンクボールに近いボールがすべて点となる

第1チーム1点

第3チーム2点

3ゲーム

1. 第1チームがジャンクボールを投げる (この時は2ゲームと同様赤黄を入替え実行)

第1チーム1点

第2チーム1点

勝敗

得点が高いチームを勝ちとする

ご参加者全員に参加賞をプレゼントします

(1) 実施運営マニュアル

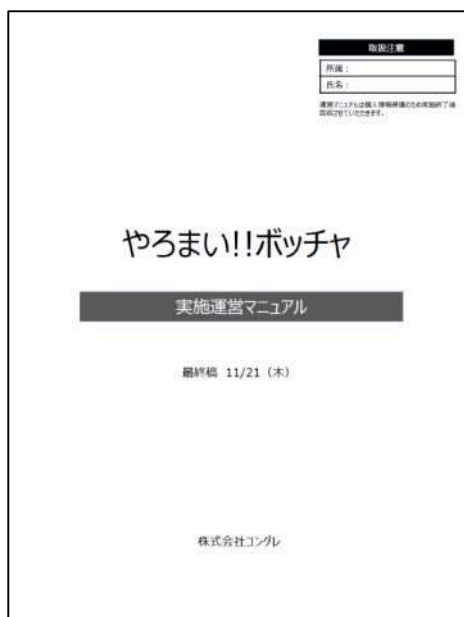
運営にあたり「実施運営マニュアル」を作成した。

(2) 進行台本

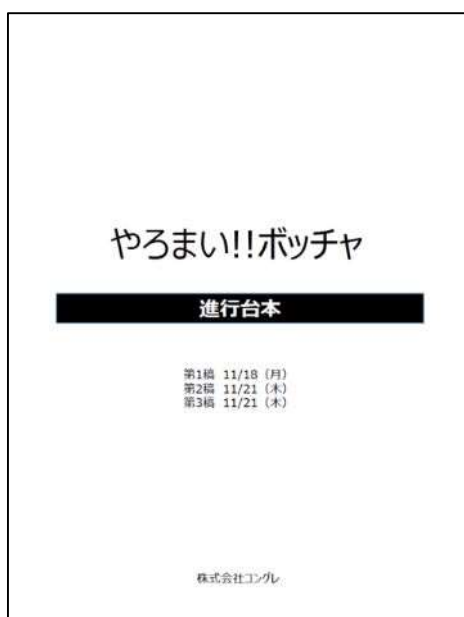
当日の進行にあたり「進行台本」を作成した。

事前に司会者に原稿を送付し、当日の進行に備えた。

実施運営マニュアル（A4 24頁）



進行台本（A4 16頁）



(3) 司会進行



辻本 瑠美奈（つじもと るみな）

【芸歴】

「ほっとイブニング」スポーツキャスター（NHK名古屋）

「GOGOグランパス」キャスター（NHK名古屋）

「お元気ですか日本列島」「情報まるごと」（NHK東海北陸キャスター）

劇団四季トークショーMC

Bリーグ・名古屋ダイヤモンドドルフィンズトークショーMC

【現在のレギュラー】

「グランパスLIVE応援団」MC（コミュファ光）

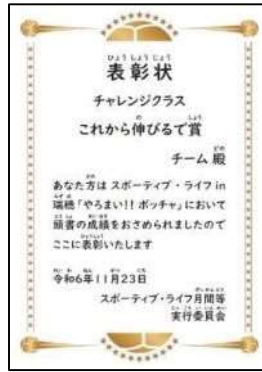
「とよたNOW」キャスター（ひまわりネットワーク）

イベント司会、各種ナレーション、各局リポーター

【趣味】

スポーツ観戦（サッカー、バスケットボール、テニス等）

(1) 表彰状 (A5)



(2) チームシール (φ60mm) リーグ戦 各チーム人数分作成 (16チーム)

ビギナークラス A
チーム名一行

ビギナークラス B
チーム名二行

チャレンジクラス



(3) 関係者証 (名刺サイズ、首掛けケース付き)



【受付】

【開会式・ルール説明】

【試合風景】

【閉会式・表彰式】

【ユニバーサルスポーツ体験会】

【集合写真】

全体スケジュール

	① スポーツ イベント	② ステージ イベント	③ でらスポ☆ スタジアム	④ ブース イベント	⑤ eスポーツ イベント	⑥ やろまい!! ポッチャ	⑦ セパタクロ- 体験会	⑧ 野球場 無料開放
	パロマ瑞穂北陸上競技場				エントランス	パロマ瑞穂アリーナ 第1競技場	第2競技場	パロマ瑞穂 野球場
9:00		なごや健康体操	事前申込制 スポーツ体験教室 でらスポ☆スタジアム			事前申込制 やろまい!! ポッチャ		
10:00	事前申込制 スケートボード体験会	バランスボール ダンス	Aコース ハンドボール、野球、 サッカー・フットサル	ブースイベント 各種団体 ブースなど 盛りだくさんの 内容で開催! 東山一歩 ウォーキング 参加割引も実施!	当日受付	9:00 受付 9:30 ラジオ体操in 瑞穂 (協力:かんぽ生命)	事前申込制 ◎10:20 ~ 10:45	
11:00		キッズ ダンス	Bコース バスケットボール、 バレーボール、 サッカー・フットサル		eスポーツイベント VR技術を使った 野球のバッティング を体験しよう!	10:00 開始 12:30 表彰式	事前申込制 ◎11:00 ~ 11:25	野球場 無料開放 家族や友達と 元気いっぱい 体を動かそう!
12:00								
13:00	事前申込制 BMX体験会	事前申込制 バルクール体験会	スポーツワーク ライブ レッツエンジョイ スポーツ 絵画コンテスト 2024表彰式				事前申込制 ◎13:00 ~ 13:25	
14:00		当日受付 スポーツ体験広場	中部電力 パワーグリッド 第66回なごや 市民スポーツ祭 閉会式・体育功労者 表彰式				事前申込制 ◎13:40 ~ 14:05	
15:00		記録に挑戦					事前申込制 ◎14:20 ~ 14:45	

当日の開催に関するお問い合わせ

台風、その他荒天等により、イベントが中止となる場合、
「名古屋おしえてダイヤル」で開催有無の案内をいたします。

※おかけ間違いにご注意ください。 ※ウェブサイトでもご案内しています。
TEL : 052-953-7584 (午前8時~) 名古屋おしえて
ダイヤル二次元コード
URL : <https://faq.city.nagoya.jp>



公式SNS

X (旧Twitter)

こちらに最新情報を
掲載しております。



近隣の駐車場情報

場内駐車場ご利用状況

駐車場情報サイトのご紹介
瑞穂区周辺情報 検索

名鉄協商パーキング



タイムズ駐車場



※工事の影響で会場内の駐車場が限られています。
公共交通機関でご来場ください。

アクセス



工事の影響で会場内の駐車場が限られています。公共交通機関でご来場ください。 入場無料 小雨決行

名古屋市内の各スポーツ施設で開催!

2024スポーティブ・ライフ月間施設イベント 10/1(火)▶11/30(土)



スポーティブ・ライフ
月間ってなあに?

10月・11月をスポーツを楽しむ・親しむきっかけを作るための月間としています。色々なイベントがあるので、右の二次元コードをチェック!!

主催: スポーティブ・ライフ月間等実行委員会

構成団体

名古屋市 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 株式会社瑞穂LOOP-PFI シンコースポーツ株式会社
社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団 愛知スイミング・大成共同事業体
守山エス・アンド・エス株式会社 株式会社JPN TAC・テルウェル共同事業体

ウェブサイトは
▼こちらから▼



① スポーツイベント

事前申込制 10:00～12:30

プロスケーター伊藤弘憲さんによる スケートボード体験会

参加対象 小学生 定員 30名

事前申込制 13:00～15:00

プロライダー勅使川原大地さんによる BMX体験会

参加対象 小学生 定員 60名

事前申込制 13:00～15:00

パルクールチーム“スペモン”による パルクール体験会

参加対象 小学生 定員 50名

当日受付 13:30～15:00

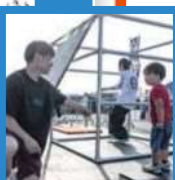
スポーツ体験広場

●レクパレー ●レク・インディアカ
●スナッグゴルフ ●車いすバスケットボール体験会

当日受付 13:30～15:00

記録に挑戦

●50m走 ●走り幅跳び ●ポーテックス投げ



② ステージイベント

詳細は裏面「全体スケジュール」
をご覧ください

9:00～9:15

みんなで参加!ご当地体操 “なごや健康体操”

9:45～10:30

バランスボールダンス

出演：(一社)体力メンテナンス協会

11:00～11:45

キッズダンス

出演：ダンススクール KIDS ♥ HEART

12:30～13:00

トップアスリートによるスポーツトークライブ

出演：伊藤則子さん&今井大湧さん パラバドミントン



パリ2024パラリンピック競技大会出場



伊藤則子さん 今井大湧さん

③ トップスポーツチームによる スポーツ体験教室 でらスポ☆スタジアム

事前申込制 9:15～3時間程度

受付 8:45～

参加対象 名古屋市在住・在学の小学生

(各種目の体験内容は、初めて体験する方向けの内容です)

定員 Aコース 90名 Bコース 90名

Aコース:

ハンドボール、野球、サッカー・フットサル

Bコース:

バスケットボール、バレーボール、サッカー・フットサル

主催：名古屋トップ・スポーツチーム連絡協議会 協力企業

<https://top-sports.nespa.or.jp/>

pokka Sapporo

でらスポ名古屋加盟チーム



④ ブースイベント

10:00～15:00

受付 14:30まで

●アジア・アジアパラ競技大会PRクイズラリー

参加対象 どなたでも参加可能

定員 先着100名

※混雑時は小学生以下のお子様優先

各種団体ブースなど盛りだくさんの内容で開催!

東山一万歩
ウォーキング

参加賞をお渡しします!

9:00～15:00

はじめよう! コブけよう!

スポーツディブ ライフ in 瑞穂

北陸上競技場に
キッチンカーも出店!

パロマ
瑞穂
アリーナ

パロマ瑞穂
北陸上競技場

パロマ瑞穂 野球場

2026年「第20回アジア
競技大会・第5回アジア
パラ競技大会」に向けて
生まれ変わります!

エントランス

⑤ eスポーツイベント

当日受付 10:00～15:00

受付 9:30～

●VRバッティング対戦

参加対象 小学生 定員 先着100名

協力：愛知工科大学工学部情報メディア学科 山高研究室

第1競技場

⑥ やろまい!! ボッチャ

事前申込制 10:00～13:00

受付 9:00～

参加対象 名古屋市在住・在学・在勤
年齢制限なし、小学生以下は保護者同伴

定員 ビギナークラス 14チーム
チャレンジクラス 12チーム
チームは小学生だけでも編成可

日程 9:00 受付
9:30 ラジオ体操in瑞穂(協力：かんぽ生命)
10:00 開始
12:30 表彰式

表彰 優勝、準優勝などの賞を
ご用意しております。

協力：日本福祉大学スポーツ科学部、名古屋市障がい者スポーツ指導者協議会

ユニバーサルスポーツ体験

10:00～12:30

参加対象 どなたでも参加可能

第2競技場

⑦ セパタクロー体験会

事前申込制 ◎10:20～10:45 ◎11:00～11:25
◎13:00～13:25 ◎13:40～14:05
◎14:20～14:45

参加対象 年齢制限なし、小学生以下は保護者同伴

定員 80名

⑧ 野球場無料開放

※バッティング練習はできません。ボール、グローブをご持参ください

10:00～15:00

参加対象 どなたでも参加可能

事前申込制 申込期間：10月1日(火)～10月31日(木)

事前申込が必要なイベント ●スケートボード体験会 ●BMX体験会 ●パルクール体験会
●でらスポ☆スタジアム ●やろまい!!ボッチャ ●セパタクロー体験会

申込方法が名古屋市公式ウェブサイトに掲載しております。
下記のURLまたは二次元コードからアクセスしていただきお申し込み下さい。
※応募者多数の場合は抽選となる場合がございます。

事前申込の方法等はこちら▶▶▶ <https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/page/0000178424.html>



工事のため自動車での
通行ができません

本事業参加者の競技中の傷害事故については、主催者として応急処置はしますが以後の責任は負いません。